

衆議院 建設委員會 議 録 第 十 一 号

平成九年五月七日(水曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 市川 雄一君

理事 赤城 徳彦君

理事 田野瀬良太郎君

理事 太田 昭宏君

理事 石井 紘基君

理事 井奥 貞雄君

理事 佐藤 静雄君

理事 谷畑 孝君

理事 東家 嘉幸君

理事 萩山 教蔵君

理事 松本 和那君

理事 遠藤 和良君

理事 武山百合子君

理事 西野 陽君

理事 川内 博史君

理事 中西 續介君

出席國務大臣

建設 大臣 亀井 静香君

出席府政委員

国土政務次官 井奥 貞雄君

国土庁長官官房 振井 茂宏君

水資源部長 佐藤 静雄君

建設政務次官 小野 邦久君

建設大臣官房長 木下 博夫君

建設省都市局長 尾田 栄章君

建設省河川局長 尾田 栄章君

委員外の出席者

議員 石井 紘基君

議員 細川 律夫君

議員 渡辺 周君

議員 小林 守君

環境庁企画調整課長 高部 正男君

林野庁指導部計画課長 金子 詔君

林野庁指導部治山課長 安井 正美君

資源エネルギー庁公益事業部発電課長 真木 浩之君

電算課長 白兼 保彦君

会計検査院事務局長 太田 雅都君

建設第三局建設検査第二課長 室長 建設委員会調査 白兼 保彦君

委員の異動
五月七日
岩浅 嘉仁君 補欠選任 武山百合子君
川内 博史君 補欠選任 遠藤 和良君
岩浅 嘉仁君 補欠選任 岩浅 嘉仁君

委員の異動
五月七日
岩浅 嘉仁君 補欠選任 武山百合子君
川内 博史君 補欠選任 遠藤 和良君
岩浅 嘉仁君 補欠選任 岩浅 嘉仁君

委員の異動
五月七日
岩浅 嘉仁君 補欠選任 武山百合子君
川内 博史君 補欠選任 遠藤 和良君
岩浅 嘉仁君 補欠選任 岩浅 嘉仁君

委員の異動
五月七日
岩浅 嘉仁君 補欠選任 武山百合子君
川内 博史君 補欠選任 遠藤 和良君
岩浅 嘉仁君 補欠選任 岩浅 嘉仁君

は本委員会に付託された。
四月二十五日
下水道事業の財政支援に関する陳情書(高松市番町一の八の一五高松市議会内山田徹郎(第二五〇号))
湯水時等における水源確保対策の推進に関する陳情書(高松市番町一の八の一五高松市議会内山田徹郎(第二五〇号))
吉野川第十堰の可動堰による早期改築に関する陳情書(徳島市万代町一の一徳島県議会内俵徹太郎(第二五二二号))
道路網の整備及び道路特定財源の確保に関する陳情書外十九件(宮城県宮城郡松島町高城字町一〇松島町議会内林昭彦外十九名(第二五三三号))
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
河川法の一部を改正する法律案(石井紘基君外三名提出、衆法第二〇号)
河川法の一部を改正する法律案(内閣提出第五七号)
〇市川委員長 これより会議を開きます。
石井紘基君外三名提出、河川法の一部を改正する法律案を議題といたします。
提出者から趣旨の説明を聴取いたします。渡辺周君。
河川法の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

河川法の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨と内容を御説明申し上げます。
私どもは、本法律案を作成するに当たりまして、内容をより充実したものにするために幾つかの河川を實際に見てまいりました。

河川法は河川に関して最も基本となる法律であり、昭和三十九年に利水に重点を置いた抜本改正が行われて以来、この基本法が我が国の河川に何をもたらしたかを確認してきただけであります。
足を運んだ川の一つに水のない川がありました。本来、この川に流れるべき水流は、川を見おろす山の中の大きな導水管を通じて下流に至り、私たちの生活に欠かせない電気を生み出してまいりました。その反面、川の流れは細くなり、川の両側には草木のない死滅した河原が広がっております。河川法はこの三十年の間に、便利な生活、あわせて水のない川を生んでまいりました。
河川はたびたび人間の血管に例えられます。それは、川が海と山をつなぐことによって自然の循環が行われるからであります。すべての自然は循環という形で互いに依存し合っており存在できます。この循環を支える大きな役目を河川は担っております。

河川がこうした役目を果たすためには源流から河口までの連続性が重要であります。政府提案の改正案にはこの視点が欠落していると我々は考えました。
河川は環境保全とは、堤防に挟まれた河原に草木を植えたり、コンクリートの上に草や石を乗せるといふことでなく、私たちや未来の世代の生存基盤である自然の大きな循環や生態系を維持していくことでもあります。
戦後、多くの河川は堤防も川底もコンクリート張りになりました。国が国民の安全に責任を持ち、効果的な水資源の開発、配分が求められた現

行河川法のもとではやむを得ない一面もあったとは思いますが、多くの川が三面張りとなり、山合いの川から水の流れがなくなることを人々は望んでいたものでありましょうか。人々の生活が多様化した今、人々が河川に求めるものもさまざまでありました。河川の管理は、その環境変化の影響を受ける地域住民の意思を十分に反映させるべきではないでありましょうか。

さらに、河川法は最近批判が高まっているダム建設事業の根幹をなす法律でもあります。一昨年暮れに、会計検査院は、事業着手後二十年余を経過してまだダム本体工事着手のできない六つのダム事業を取り上げ、うち四事業について計画の見直しを求めました。しかし、現在に至るまで、これらの事業の事業者による具体的見直し計画は提案されないままになっております。ここに現在の公共事業決定システムの問題点があらわれていると考えます。

これら事業や先日潮どめが行われた諒早湾干拓事業に見られるように、公共事業は、一度計画されると、その事業の推進自体が目的とされ、本来の目的が失われても継続をされます。現在、公共事業の推進システムのみが整備され、これらの必要性を検証するシステムが存在しません。

公共事業は、まるでブレーキのない車のような状態であり、そこでブレーキになり得るのは住民であり、その代表者たる議会ではないかと信じております。住民や住民の代表者たる議会が公共事業の必要性を常に検証し、意見を述べる機会を明確に保障しておくことが何よりも肝要であります。平成八年度においても全国の河川で三百七十六個ものダム建設が行われておりますが、ブレーキなきままでは永遠にダムをつくりかねません。

財政再建が喫緊の課題となっている今、真に国民が求めていることに血税は使われなければなりません。公共事業においても地方分権を推進して、受益と負担の関係を明らかにした上で、公共事業決定システムへの住民参加を推進していく必要

要があると考えます。

以上述べました考え方のもとに、私どもの河川法改正案の概要を説明いたします。

まず第一は、河川環境の保全であります。本法案では、河川を豊かな自然と水循環の下で多様な生物の生命をめぐり母胎と位置づけ、河川環境への負荷を最小限にとどめることを原則としております。

また、河川管理における基本的な方針である水系管理基本方針の策定に当たっては、治水、利水とともに、親水、環境への配慮を義務づけ、この方針を策定する水系委員会を幅広い専門家から構成することによって、幅広い視野から河川管理を行い得るようしております。

二つ目は、二級河川の管理を都道府県の団体委任事務としたことであります。現在の大きな課題である地方分権を個別法レベルで先取りするものであり、先ほど申し上げた、河川の管理は流域の住民でということを経法的に担保する第一歩と考えております。

第三に、一級河川、二級河川ともに水系ごとの水系委員会の設置を義務づけております。これは、河川管理者の諮問機関であるとともに、河川管理に住民の意見を反映させる受け皿となるべき機関であります。水系委員会は、河川、環境、生物、地理、都市計画等の幅広い専門家から構成され、河川管理の基本方針である水系管理基本方針、具体的な整備計画である水系管理計画その他当該河川に関する重要事項に関し審議を行い、河川管理者に意見を述べるものとしております。

第四は、情報公開、住民参加の徹底であります。河川管理者が水系管理基本方針、水系管理計画の案を作成したときは、必ず公告縦覧に供することとし、これらを審議する水系委員会は、審議に用いられた資料を含めてすべて公開をいたしました。さらに、それらの案について水系委員会が意見を述べるに当たっては、公聴会を開催しなければならぬことといたしました。現在の河川行政の執行に当たり、多くの市民から資料の公開が不

十分であるとの指摘に कांगみ、河川管理者に情報公開を義務づけました。

最後は節水についてでありますけれども、水が無限度でなく、河川水の際限ない収奪が自然環境を破壊するという観点から、河川管理者、水利使用者に水利利用合理化を促す規定を設けております。

そのほか、異常洪水時における円滑な水利利用の調整の実施、水質事故処理等の原因者施行、原因者負担、不法保留対策の推進に關しましては、政府案と同様の改正を行うこととしております。私ども政治家が今を生きる国民のみならず将来の世代に対しても大きな責任を負っていることを考えるとき、二十一世紀の多くの子供たちが河原で遊ぶことができる我が国になることを心から願ひ、私の趣旨説明とさせていただきます。

何とぞ、議員各位におかれましては、おのおのふるさとの懐かしい情景を改めて思い起こしていただき、十分な御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

ありがとうございました。

○市川委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○市川委員長 内閣提出、河川法の一部を改正する法律案及びただいま趣旨の説明を聴取いたしました石井紘基君外三名提出、河川法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。田野瀬良太郎君。

○田野瀬委員 自民党の田野瀬でございます。それでは早速、河川法の一部を改正する政府提出の法律案に対しまして質問を進めていきたいと思ひます。

治山治水、利水の重要性は私も十分わかっておりますつもりでありますが、今回の法律案の特徴は、言うまでもなく河川環境の整備にあると思ひま

す。

冒頭から私ことになって大変恐縮でございますが、私は、幼少のころから川とかかわって来た体験から、主にこの環境の整備ということに照準を合わせてこれから質問をしてまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひを申し上げます。

私は、奈良県は五條市、といひますと、紀の川をずっとさかのぼっていきまますと奈良県に入っていきます。その奈良県に入った最初の町が五條市でございます。下流の紀の川、そして奈良県側に入りますと吉野川と命名されておるところでございます。

ちょうど昭和二十年代、三十年代の私の幼少のころは、それはそれは本当にきれいな川でございます。学校から帰りますと、そこそこかばんもほったらかして、そして川に駆けついていたものでございます。そして、魚とり、あるいはメダカさく、夏になりますと、もう朝から晩まで川と遊んだものでございます。それはそれはきれいな清流、水も豊富でございまして、種々雑多な色とりどりの川魚が生息いたしておりました。その魚とともに泳いだものでございます。時にはせせらぎがあり、時には深いよんだとところがあつて、絶壁からよく飛び込んだものでございまして、本当に思ひ出して懐かしい思ひに浸るわけでござい

ます。

また、その吉野川の支流も私たちの五條の町には何本も流れておりまして、吉野川のみならず支流にも遊びに行つて、そしてカニをとつたり、時には背泳ぎといひましてウナギをとつたり、それはそれは本当に、私の幼少のころは川少年といひても言い過ぎでない、川とともに育つた、私はこういうふうな言つても過言でない自分の幼少を振り返るわけでございまして。

しかし、ちょうど昭和二十年代の後半からでしょうか、あるいは三十年代の前半にかけて、やにわに採石船がやつてまいりまして、ちょうどその五條の町の中央、吉野川が蛇行しておるわけでござい

ざいますが、ちょうど町の中心部に大川橋といひまして大きな橋がかかっておりまして、その橋の上流下流、それはそれはきれいな玉砂利、砂利がたぐさん埋まっております、その砂利をどんどん採石を始めた。濁った水がもうそれこそ日常茶飯事のように下流に流れていったものでございませう。

その川は建設省の直轄河川でございまして、今もつてそうございませうけれども、そして、気がついてみると、その砂利がすっかりとられてしまひまして、沼地のようになりました。そして、その大川橋の橋げたが弱ったといつて、テトラポットが端から端までずつと橋脚を固め、今もつてその状態にありますね、もうここ三十年ほどになりますけれども。

そして、河床が下がりましたので、両側の堤防にずつとテトラポットが今もつて並べられてあるわけでございます、橋脚をずつと固めてあります。テトラポットによりまして、しかも砂利をとつておりますので、大変流れが悪くなつて、沼地のようになつてしまひました。そして、上流にはダムがつくられておりますので、永遠に砂利が流れてこない。まさに夏になりますと、そのよどんだ水が腐つて悪臭が立ち込める。昔、本当に色とりどりのきれいな川魚が生息しておりましたのですが、もう一匹も見当たらない。その沼地に、こんな大きな化け物のようなヒパチゴイだけが生息しておるといふような、まさに死の川になつてしまひました。それを見て、本当に私は心の悲哀を覚える一人でございます。

これは私のかかわりのあつた吉野川の体験で今申し述べておるのですが、こんな思い、心の悲哀を感じておる、そういう国民はそれこそ日本列島随所におるのではないかな、私はこのように想像いたすわけでございます。

そんなときに、ちよつと遅きに失したかなと思はるのですが、しかしそれでも、このたび政府から「河川環境の整備と保全」という一項目を加えた河川法を改正する法律案が提出されたというこ

とは、本当に私にとりまして心から拍手喝采、何とかこの法律のもとで死の川になつた川をよみがえらせていただきたい、こういう思いでいっぱいでございます。質問に立たせていただいた次第でございます。

ただ、この法律案を読んでみますと、「河川環境の整備と保全」ということがうたわれておるのですが、さればどういふふう環境整備をしていくのかということがイメージとしていま一つわいてこないわけでございます、どうぞひとつ、またこの河川環境とは一体何を指すのか、どういったものなのか、私に具体的なイメージを与えていただきたい、このように思うわけでございます。

○尾田政府委員　ただいま先生から、河川環境の具体的なイメージは何かという御質問でございますが、ここで、今回河川法の目的の中にお加えをいただこうと考へております「河川環境の整備と保全」といふ言葉は、「河川環境」といふ言葉は、これは環境基本法でもそうでございますが、「環境の保全」といふ言葉が使われております。この言葉は環境基本法でも定義をなしに使つておるわけでございます。

そういう意味合ひで、この河川法でも具体の定義を条項の中に置いておらないわけでございますが、具体のイメージをいたしましては、まず河川が持つております水を流すための空間と水そのものの、これと、その空間と水の中に生息をしておる生態系といふもの、そういう対象物としての河川、自然環境と申しますか、そういうものと、自然環境と人間との間に発生をいたします人間から見て好ましい水と緑の景観、あるいは河川空間のアメニティーといふ言葉がよく使われますが、河川空間が持つておる快適性、あるいは河川が人間のいろいろな生活に及ぼします、先ほど先生がおつしやいました、もともと河川が持つておつた日本人の原風景としての風土、そういうものを幅広く含んだ概念としてとらえておるところでございます。

そういう河川環境全体を整備するとともに保

全を図つてまいりたい、こういう趣旨でございます。

○田野瀬委員　幅広くいろいろな意味を含めて、人間とかかわりの中での環境整備、こういうことでしょうか。もうひとつまだイメージとしてびんとかないのですが、さらにちよつと質問を続けさせていだいて私なりにイメージをつくつていきたいと思つたのです。

さすれば、そういう環境をつくるために具体的にどういふことをしようとするのか。今申し上げた河川環境とは何なのかという説明があつたわけでございますが、繰り返すにようになりますけれども、その環境づくりのためにどういふことをこれからするかといふことをひとつ具体的にここでつまびらかにしていただきたいと思ひます。

○尾田政府委員　具体的にどういふことをするか、こういう御質問でございますが、先ほど先生御指摘ございましたとおり、紀の川、吉野川におきましては、砂利採取、高度成長時代の日本の国土の建設を支えるという意味合ひでも、コンクリートの骨材としての砂利採取が行われたわけでございます。そういう中で、敗戦後、私も国土の復興を図つたといふことのために、まず、少々の雨では流域の中に水を入れない、洪水を何とか防ぎたいといふことで、治水優先という形で事業を展開をしてきたところでございます。

そういう中で、とすれば、河川が持つております先ほど申しましたいろいろな機能を全体で上げていく、その総合的な調和のもとに治水の効果を上げるといふことではなしに、御指摘ございましたように、都市河川の中ではいわゆる三面張りの川といふようなものがつくられてきたわけでございます。

一方、ドイツ等々の非常に平野の低平地の川を中心にして、近自然工法と申しますか、自然そのものとして感じられるような形で河川の改修を進めるといふ方式がとられてまいりました。

これは、私も日本の河川から見れば、急流河川でございますし、非常に洪水量も強いという中

でそういう工法をとれないのではないかな、こう考へておつたわけでございますが、いろいろな技術開発、そしてモデル的にそういうことをやつていく中で、日本の河川でも自然との調和を図つた中で河川改修を進められるのではないかと、いふうに考へ方を大きく転換をしてきたところでございます。

多自然型川づくりといふような名前が呼んでおります。必ずしもこの多自然型といふ名前がいいのかどうか私自身も釈然といたしません、自然との共生を図りつつ河川改修を進めるといふ形で、堤防にいたしまして急傾斜のコンクリートのそういう形で改修するのではなく、緩傾斜に、緩やかな堤防にして、そしてそこに植生を、やし豊かな生態系を確保するといふようなこと。

そしてまた、水そのものにつきましても、流域におきます下水道の整備等、そういう流域の中の汚濁水を出さないという努力と相まって、川の中でも河川の浄化、これはいろいろな植生を川の中に豊かにすること、あるいは礫間浄化というようにな形で石の間を水を通すといふことで水もきれいにできるわけでございますが、そういう工法を用いることによりまして、同じ治水の効果を上げるために、今申しました自然に配慮をした、自然を内部目的化したような工法をとることによつて自然との共生を図りつつ治水の実を上げるといふ方向に現在大きく転換をしておるといふことです。

この河川法の目的改正をぜひ成立をさせていただきまして、そういう方向を大きく打ち出していただきたい、こう存じておるところでございます。

○田野瀬委員　局長の御答弁から、いろいろと試みておられるという印象は受けるわけでございますが、治水と利水ですか、それと河川環境の整備とはある意味では相反することをどう整合化させるかといふ大変難しいテーマであることは間違いないと私は思うのです。しかし、どうしてこれからの二十一世紀に向かつてやつていかなければならぬ、このように思うわけでございます。

そういう意味におきまして、私は、この難しい

テーマをやり抜くためには、やはりどこかの研究機関というか、あるいは工法あるいは技術というか、徹底的に研究する必要があるからさらにあるのではない。大変素人考えかも知れませんが、治水のために擁壁をつくる、あの擁壁をもう少し五メートルなり後ろにずらして、そして前方に自然の土でもとに戻す、そういうふうなことはできないものかなというふうに思っています。

これから、技術の開発、工法の開発というのでしょうか、それについてもう一遍、どういうふうにか考えておられるのか、お聞きしたいと思えます。

○尾田政府委員 先生御指摘のとおり、新たな技術開発、新たな工法の開発というのが大変大事だということに私も考えておるところでございます。まして、自然共生研究センターと申すものを、これは木曽川本川のちようど木曽川が幾つかに分かれておる派川のところがございます。ここに実物そのもののいろいろな模型と申しますか、今先生から御指摘をいただきましたような護岸をいろいろなタイプのものを使うというような実験が可能な施設を持ったセンターで研究を進めるところについて現在着手をいたしたところでございます。

それで、具体的研究テーマということで申しますと、やはりでき得れば河川の中、まさに自然を感じず、そういう空間の中にコンクリートのような人工構造物が目に見えた形でできつくということとは好ましくないというのはいずれも感ずるところでございます。そういう中で自然の素材を用いた施行ができないかということで、のり面にネコヤナギ等を植える、あるいはナルコスガを植栽をするというような研究を進めております。また、実際そういう工法で河川改修を進めておるところでございます。

ただ一方、そういう工法をとりました場合、日本のように本間にこれだけ流れの強い中でそういうものがあるのかどうか。これが洪水時に壊れた

のでは、まさに人工災害を起こすことになるわけでございますので、そういう点についても十分検討しながら現在進めておるところでございます。また、河川の中、河川の河道の計画をどう進めるかという面でも申ししても、先ほど御指摘ございました瀬とふちを人工的につくっていく。従前、できるだけ河川をショートカットして真つすに流すという方向での工法を進めた時代もございました。そうではないに、そういう瀬とふちを持つた川づくりを目指して、具体のどういう形のものかという点で、安全を確認しつつ、そういうものを実施できることから実施をしておるというのが現状でございます。

○田野瀬委員 治水と環境の整備、相反するものをうまく整合させていくという難しいテーマ、これから私はこれはやはり技術力だと思っております。そういうことで、技術の開発、工法の開発にもひとつしつかりと取り組んでいただきたい、このように思っております。

さて、建設省の、あるいは局長の言った方がいいかも知れませんが、考え方、これからの進め方等につきましてもお聞きをしたところでございますが、しかし、河川の管理は建設省のみならず大半が県にゆだねられておる実情から、私も県議会を経験する中で、ちよつと災害が起ったときに土木事務所に言うて、ここ、ちよつとコンクリートで固めてくれというふうなことを随分したものでございます。私、今言うていることと相矛盾することをしてきたかも知れませんが、それをするによつて地主は大いに喜ぶものでございまして、今まで安易にそういうことをやっておるという嫌いがある。

しかし、この法律ができた以上、末端の本間に小さな川であれ、私は、やはり今の法律の趣旨を徹底しなきゃならぬ、こう思うのです。県にはこれからの指導をしていくのではありませんか。非常に建設省直轄より県の管理の方が多いいです。私は、これが大きく生かされるか生かされないか大事なところだと思っております。

○尾田政府委員 まさに先生御指摘のとおり、直轄で管理をしておりますような大きな川では、ある意味でコンクリートの護岸が張られておりました。その川の持つほかの自然的な要素の大きさによりましてカバーをされてしまふ面があるわけでございますが、二級河川、あるいは一級河川でも県で管理をされておる区間のように小さな河川、川幅も小さいという川では、そこでどういう工法で改修がなされるかというところは、まさにそこらどういいうイメージを受けるかということがより強い形で受けるものだというふうに考えております。そういう意味合いで、いわゆる補助河川、県の方で管理をされ改修をされておる河川において、こういう考え方がどういう形で実現化されていくかということがまさに大きな問題だということふうに認識をいたしておるところでございます。

そういう意味合いで、この多自然型川づくりというのにも急に私も思いついたわけではございませんで、平成二年の十一月に既にパイロット事業として、そういう豊かな生息環境を持った、生態系を持った、そしてまた自然景観を保全、創出するような新しいわゆる多自然型川づくりをパイロット的に実施をするということに取り組んでおるわけでございます。これは都道府県の皆さん方と一緒にパイロット事業を進めてきたところでございます。

そしてまた、平成七年度にはこのパイロット的な取り組みをすべての河川に適用していこう、多自然型川づくりというのを河川改修の基本に据えようという形で大きく一歩を踏み出したところでございます。

そういう意味合いで、御指摘のとおり、個別の河川、一本一本の川において、そういう自然環境豊かな河川改修、なおかつ治水に必要の安全度を持った、そういう改修を進めていくということが大変大事だということに考えておるところでございます。そして、御指摘のとおり、技術開発と申します

か、これも全国的に何かの工法でやるというのではなく、各河川のそれぞれの特性を生かした形で、一番その川にふさわしい河川の改修の仕方があるはずでございますので、そういうものを実現できるような技術開発と申しますか、考え方、確立というところに向けて、現在、私どもの土木研究所を初め民間の研究機関等々あわせて、全力を挙げて取り組んでおるところでございます。

○田野瀬委員 しつかりと都道府県への指導方もお願いをしておきたいと思えます。

先般、ちよつと連休で飛騨の方へ行つてまいりましたが、最近のJRも民間になってからサービス心旺盛でございまして、その都度その都度景勝地の案内を車内放送でしてくるわけでございます。心が和むわけでございます。そして、ある地点で、右に見える溪流は何と申すか、すばらしい溪流をどうぞ見ていただきたいというような案内がございまして、なるほど深い峡谷というのでございまして、その端を列車が走ったわけでございますが、そのまさに中心に、道路からずばつとコンクリートでちよつと景勝地の真ん中に固めてあるのです。

これを見て私は、河川局が何ぼ頑張っても、大体河川の側道のように道路がずつと続いておりますのでございまして、道路が崩れたらすくコンクリートで擁壁をつくつてしまふというふうな道路局の考え方ではないかと思っております。

河川の環境整備、保全、そして道路、路肩の補強と、私は、その辺、工事するときに道路局としっかりと話し合つていかないと、河川局ばかり幾ら頑張つていても、道路局が勝手にそんな工法を取り入れられてやられるとこの法律の意義が生かされてこないと思うのですが、道路局との話し合いはどうなっているのですか。

○尾田政府委員 先生御指摘のとおり、山岳地帯に入りまして突然コンクリートの構造物がいろいろな形で出てくるということに対する大変強い御批判があるのは、私も十分認識をいたして

おるところでございます。

そういう意味合いで、御指摘のとおり、道路整備におきましても、そういう点について、これは従前から道路のり面の植生、植栽ということについても道路局としても努力をいたしておるところでございますが、そういう河川と一体的に景観を形成しておるようなところにつきましては、今後とも十分協議をして、そういうものをより保全、あるいはよりよい環境として再生できるような形で考えていきたいというふうに思っております。

特に、先生御指摘の道路事業の中でも、山の中でそういう構造物が突如出てきますのは災害復旧事業が多くございまして、この災害復旧事業は私も河川局が担当いたしておるわけで、道路のり面等々もひくくめてございまして、そういう反省の中で、災害復旧事業は、従前、ともしますと災害を受けたものなるべく早く復旧する必要があるということでコンクリート構造物で復旧をするということになりがちでございます。

これは地元からも大変強いそういう要望を受けるわけでございまして、私も私としては、そういう災害復旧に際しましては、災害復旧の基本的な考え方は原形復旧でございますので、もともと道路なら道路、川なら川が持つておった環境のそういう原形にも配慮したような形の原形復旧ということに今後取り組んでいきたいというふうに思っております。

ただ、これにつきましては、非常に急いで復旧をしなければならぬ等々いろいろな制約条件がございますが、そういう中で、できる限り私どもとしては全力を挙げて前向きに取り組んでいきたいと思っております。

○田野瀬委員 路肩が崩れた災害の復旧は河川局でやっておるということ、ちょっと私無知で認識を新たにしたいのですが、しかし、ちょうど川べりに道路をつくるというケースもたくさんあるうかと思えます。どうぞ、道路局ともしっかりと話し合って、環境の保全ということにも、ひとつ道路局との話し合いもしっかりと怠ることのないよう

をお願いしておきたいと思えます。

さて、これから地元誘導型の話になって恐縮でございますが、冒頭申し上げたように、私が育ちました吉野川、その大川橋の上流下流がもうまさに死の川になっておる。河川局長とまでは言わないにしても、ぜひ一遍見ていただいて、その実情を目の当たりにしていただきたいと思うのです。この河川法の一部を改正する法律案が成立の暁には、この法律にのっとった第一号のモデルケースとして、その前後をひとつ整備してもらいたいという思いがいつぱいであるわけでございまして、ぜひお願いしたいのですが、いかがですか。

○尾田政府委員 先ほど来御指摘をいただいております吉野川の砂利採取に伴います大川橋のコンクリートで固められたところをどうするかというお尋ねでございますが、これはこういう構造物、そういう形になっておりますので、河川の水量が少ないときには魚自体もなかなか上れない、あるいは下れないという状況になっております。

そういうことで、私も現在所管をしております魚が上りやすい川づくりという事業がございまして、今年度、この魚が上りやすい川づくりの環境としまして、この大川橋の橋脚のブロックで固めている間を魚が自由に上れるような構造にどういう形にすれば持つていけるか、検討の上、なるべく早く着工したいというふうに考えておるところでございます。

○田野瀬委員 確かに、私が申し上げたその大川橋より紀の川河口まで井堰が私の調べたところでは四つありまして、その四つの井堰が全部つぶれてしまつて、川魚が通し上れない、アユも上つてこないという惨たんたる状況にあるわけでございまして、ただいま局長から、その井堰をまず改修するところからというお答えでございました。

冒頭申し上げましたように、その町の中心部にある、テトラポットで橋げたを固め、流れが悪くなり、もうせせらぎがないものですから、砂利の上を水が流れることによってそのせせらぎが溶存酸素を豊富にして有機物を分解して自浄作用が

働くようでございますが、全く腐った水になるわけでございます。まず、その橋脚が弱つたのであれば橋脚をきちんと確かなものにして、そのテトラポットを取つても構わない。堤防を固めておるテトラポットも実に自然を破壊しておるわけでございまして、川にございましてテトラポットが散在しているところをございまして、その辺のところのひとつ早急な整備をお願いしたいと思うのです。いかがですか。

○尾田政府委員 ただいま先生御指摘の大川橋のこの処理をどうするかという件でございまして、先ほど申し上げましたが、まさに先生御指摘のとおり、河川の水量が減りますと、ブロックの間を水がよりよると流れるといふ形で、魚が上れないという状況でございまして、そういう中で、魚が自由に上り下りして降下できるように、そういう構造物としてどういうものが成り立つのか、十分検討の上、今年度からその対策に取り組みたいというふうに考えているところでござい

ます。それから、御指摘の四つの井堰につきましては、まず一番下流の井堰につきましまして、紀の川大堰の改築に合わせて魚道を設置する中でこれは対応を考えておるわけでございまして、残る三つについてどういう形で取り組んでいくのか、この問題につきましても、これは農林省の井堰でござい

ますが、そういう関係をいたしますところとも十分協議をして対策を考えていきたいというふうに存じております。

○田野瀬委員 どうぞ、ひとつよろしくお願いを申し上げておきたいと思えます。時間がなくなりましたのでちょっと急ぐのですが、そこで、その吉野川の我々の体験から、私はこの川の砂利採取が非常に心を痛めるのです。奈良県に吉野川以外に十津川というきれいな、まだ自然が残つておる川がございまして、この十津川のほとりも道路が走つておるわけでござい

まして、今もって随所で砂利をとつておるのです。あるところでは、砂利をとつてしまつて土がむき

むきになっておる部分もあるので、あれは大丈夫かなと私は本心に心配しておるところでございます。

これは十津川のみならず、全国の河川で、今砂利をとつておる河川は随分あるのではないでしようか。もしお答えできるならお答えしていただきたいし、資料がないならまた後でいただきたいのですが、全国の河川でどれぐらい砂利をとつておるのか、それをちゃんと管理してとらせておるのかどうか。

私は、川の砂利をとるのではなくて、山の砂利はとつた後で再生がきますので、できるだけ建設省主導で山砂利を開発するというような方法はないものだろうかとかと常に考えておるのですが、時間がなくて簡単にひとつ、あと、大臣の答弁をちょっといただきたいので……。

○尾田政府委員 先生御指摘のとおり、河川砂利の採取をどうするかというのはかつて大問題になって、その後遺症がまだ残つておるところでござい

ます。御指摘の紀の川について申しますと、昭和四十七年に既に全面規制をいたしておるところでございます。現在河川の河道計画に支障にならない範囲で規制計画というのをつくつて、その範囲の中で採取をするという形で進めておるところでござい

ます。また、山砂利への転換の問題につきましても、所管の通産省と一緒にしまして、従前から対策を進めておるところでございます。川砂利を採取することによりまして、河道断面が広がるという治水上の効果もございまして、そういう河道断面として掘削をする必要がある、そして掘削をすることによって橋脚とか護岸の根固めに支障がないというようにおられるに現

在採取しておるつもりでございまして、御指摘のようなどころがございまして、さらにまた調査をした上でお答えをさせていただきますと存じます。

○田野瀬委員 一度建設省として、全部全国の河

川の砂利採取しておるところを一遍拾い上げていただいて、大半は県の管理下にあるかも知れませんが、県がちゃんと管理しているかどうか。ややもすると、地域へ行きますと、県が地元の業者とどうしてものつぎきならない関係になって、そこから以上はとるなという言えなことをせひひとつ調査をして、適正な指導をしていただきますようにお願い申し上げます。

それと、次から次と地元の話になって恐縮でございますが、また吉野川の話でございますが、現在、大滝ダムの建設中でございます。これは、とみに最近予算を加えていただいて急ピッチで進んでおることは私も重々承知をいたしておりますが、このダムはもう始まって三十五年たつのです。三十五年たつていまだかつて完成しておらないダムというのは、もう全国でこれが最後じゃないでしょうか。これは最初にして最後じゃないでしょうか。この三十五年間、二十の人間が今やもう五十五歳。人生の大半を荒れに荒れて、つけかえ道路だとか何だとか、もう工事だらけですね。そんなことですから、ちよつと大雨が来ますと、下流にずつと赤い水が流れてきまして、それがきれいな岩や小石に付着するものですから、みんな出て岩をたわしでこしこするんですが、なかなか泥が取れないというようなことで、先ほど死の川になったという一つの理由は、上のダムの建設も私は一因しておると思うのです。水が流れないのですから、底に、にこというのですか、泥土がたまつてしまつて、それが岩に付着して取れない。ちよつと濁水期になりますと、岩がむき出しになって、赤茶けて、とても岩というような状況じゃないわけでございます。

そんなことで、もう村人も村も荒れに荒れ、さすがにすさんでおると言つても過言ではないと私は思うわけでございます。ですから、環境整備、保全という意味におきまして、これをいつときも早く仕上げてもらいたいと切望するわけでございます。

いいます、いかがでしょうか。
○尾田政府委員 大滝ダムにつきましては、まさに紀の川、奈良県そして和歌山県全体にかかわる死命を制するダムでもございまして、また、紀の川の流域外でございまして大和野にも水を供給をする、水資源開発上も不可欠な事業であるというところから、奈良県御当局を初め、地元の皆さん方からも、一日も早い完成を望まれておるところでございます。

また、大車輪で工事を進めるとともに、ただいま御指摘いただいたようなことが起こらないように、工事中の環境保全にも、濁水処理施設をつくるとか、最大限努力をしておるつもりでございますが、もし御指摘のようなことが起こつておるといたしますれば、私どもとしてもまた十分検討してみたい、こう考えております。

いずれにいたしまして、まず早く完成させることが大事だという御指摘でございますが、昨年の十一月にコンクリートの打設を開始をいたしましたところでございます。ダム本体のコンクリート工事が本格化をいたしております。平成十一年度には何とかダム本体のコンクリートを打ち上げたい、そういう意気込みで現在取り組んでおるところでございます。

もちろん、急ぐからといって工事期間中の環境に対する配慮を失ふことなく、できる限りの努力をするともに、ダムが完成した後の残りますいろいろな切り取ったのり面等々の植生、植栽等々についても、今後とも十分意を尽くしてまいりたいと考えておるところでございます。

○田野瀬委員 行財政改革の折、大変厳しい状況にはありますが、もう用地の方も全部話が済んで、あと予算がいかにつかという段階、最後の追い込みにかかつておりますので、一年でも早くでき上がりますように、ひとつ格段の御配慮をよろしくお願い申し上げます。
最後に、大臣に一言お答えいただきたいというか、一言お尋ねするわけでございますが、きょうの朝日新聞に、

一九九〇年代になって欧米先進国では、河川政策の見直しが進んだ。米国では「ダム建設の終わり」が宣言され、フランスでは流域ごとにつくられた委員会が河川を管理するようになり、ドイツでは川の「再自然化」が目標になっている。
こういうふうに記載されておるところでございます。

今回の河川法の改正法案成立を期して、我々も環境面というところに力点を置いた河川づくり、ぜひ期待をするわけでございます。ひとつ大臣の所信をお聞きしたいと同時に、私は奈良県第四区、もうそれこそ山また山の選挙区でございます。大臣もそのようにお伺いしておるところでございます。私の地元にもさきにも劣らない大変な田舎地帯で、私は昔から、山、川を大事にしない者は愛郷心がない。愛郷心がない者は愛国心がない。そういう国民を育てていくべきでない。川、山を大事にする国民を育てていくべきだ。このように思うわけでございます。そういう環境におられる大臣の所感、所信をひとつぜひお聞きしたいと思ひます。

○亀井国務大臣 先ほどから、委員のふるさとに対する思いを込めての御質問をお聞きしております。委員のお気持ち、私はやはり、それぞれのところに住まいしておる方々の同じようなお気持ちじゃないかと思ひます。
河川行政というのは、治水、利水はもちろん目的にはいたしておるけれども、美しい山河をあわせて守るということも、同時にこれをやっていかなければならないことであります。

先ほど委員は、二律背反というような表現もされましたけれども、確かに非常に難しい問題があると思ひます。自然をそのままにしておくことが一番これは美しくてきれいなんだ。大都会からたまたまの休みにレジャーで行く人にとってみれば、太古の自然がそのまま残っているところがこれはいいわけでありまして、その地域に住んでいる方が洪水に遭つて生命を失う、財産を失うということ

があつてはならぬわけでありまして、そういう面から自然を加工せざるを得ないという面があるわけでありまして。

それにいたしまして、戦後の建設行政、廃墟の中から、荒れ果てた中から、雨露をしのぐパラソクをとりあえずつくるというものが建設行政でありましたが、今からはやはり二十一世紀へ向けて本格建築をあらめる分野でやっていきたい、このように考えておるわけでございます。当然、ただ単なる治水あるいは利水ということじゃなくて、美しい自然環境をできるだけ残していく。

ただ、これもちよつと私どもも今困つておりますのは、公共事業のコストを削減しろという大合唱がございまして、そういう面でも環境に配慮する工事を施行してまいりますと、これは単価が上がつてくるわけでございます。その意味で、もう予算は削るわ、環境に配慮をした工事はやれと。日本はしよつちゅう台風も襲つてきます。地震も襲つてきます。そうした非常に難しい行政を今から、しかし委員等の御指導も賜りながら一生懸命やっていきたい、このように考えております。

○田野瀬委員 終わります。
○市川委員 武山百合子君。
○武山委員 新進党を代表いたしまして質問いたします。

今回、河川法改正案対比ということで民主党と政府案が出たんですけれども、いわゆる二十一世紀は日本はどんな社会をつくるのかと先日予算の一般質問でいたしましたら、総理大臣が欠席しましたので官房長官が、二十一世紀は国際化そしてグローバルスタンダード、国際基準に日本も近づけていかなければいけないということなんですね。

それで、まず日本の国は地方分権、情報公開それから住民参加、そういう意味で大変おくれいているということをもうほとんどの国民もわかつているわけなんです。おくられている部分は行政と政府なわけですね。
それで、この対比表を見ますと、私は新進党で

すけれども残念ながら対案が出ないんですけれども、この民主党の方が情報公開の点でもそれから地方分権の点でもまた住民参加という点でも明らかにこちらの方がいいんですけれども、今の現状ですと、議院内閣制ですと、もう政府提案が通ること数の上で決まってしまうと、その辺が非常に政策で決まらないというところにジレンマを感じます。

まず、その目的について、河川環境を位置づけしておりますけれども、この河川環境の位置づけとして河川環境の整備と保全ということで、これは国民にどんなメリットがあるのか、ぜひ政府案に對してお聞きしたいと思います。

○亀井國務大臣 先ほどの田野瀬委員にもお答えしたこともちよつとダブつてまいらぬと思ひますけれども、私どもとしては、まず前提としては、やはり生命、身体、財産を守るといふ国家としての基本的な使命を達成をしなければならぬと思ひます。

しかし、そのことが自然を無制限に破壊をしていくということがあつてはならない。そういう面では、今回の改正案ではそうした目的を達する過程の中において環境に対して十分な配慮をしていくということをごさいます。従来も配慮してはなかつたというわけではございませんけれども、これをきつちりと法律の中で位置づけていったということをごさいます。

○武山委員 これは位置づけるというだけで、制度が担保されていないわけなんです。それで、今後どのようなふうな、ただ位置づけるだけでは国民にとつてわからないと思ひます。国民にとつては、制度がきちつと担保されたいというのが国民の願ひだと思ひますけれども、将来何か制度を考えているのかどうか、お聞きしたいと思ひます。

○亀井國務大臣 そうした行政目的を達するため具体的な施策については、建設省が責任を第一義的に持つておるわけでごさいます。地方自治体に対して機関委任事務としてゆだねる場合もあるわけでごさいます。それは建設大臣が担保でございますし、建設省の役人が担保でございます。私どもはそのことで飯を食つておるわけでごさいますから、そうした川の中の点について環境上の配慮をすべきかという点につきましても、それぞれ現地に地建もおるわけでごさいます。関係都道府県のそれぞれ住民から選ばれた代表者もおるわけでごさいます。また、公務員もおるわけでごさいます。また、税金泥棒と言われたいように、それぞれ個々具体的な状況にきつちりと対応していく行政を実施していかなければならぬ。しかし、その場合も、その地域の一般住民の方々の御意見もできるだけお聞きをして、そうしていくということであらうと思ひます。

○武山委員 建設大臣にこんなことを言つては失礼ですけれども、今お話しになったことは今までやつてきたことですね。今も行われていゝと思ひます。

私の町は埼玉県の東部に位置します江戸川、一級河川を持つております庄和町といひます。私はそこで生まれ育ちました。人口三万九千ですけれども、自分の町に江戸川があつて、實際は自由に使えないわけですね。

それで、私は幼少のころからその川を見ながら育つたんですけれども、土手というイメージはもうただ単に無味乾燥にあるだけ、ちよつと雑草が生えていて、それで堤内というか堤防の中の方にヨシが生えていて川が流れていくというその程度なわけなんです。そこをやはり私たちが住民、国民は、自分の町に流れていながら使えないわけですから、それを使いたいという願ひがあるわけですね。

そういう願ひは、今おつちやつたような、地方に公務員がいゝ、機関委任事務で県にあり、そして国が権限を持つていゝわけでも、ほとんど全部持つてしまつて、住んでいゝ住民の本当に使ひやすさという点では非常に欠けていゝわけなんです。何が欠けていゝかといひますと、そこに

地方分権がされていゝという意味です。機関委任事務で手続が簡素化されていゝとか、もつと自由に使ひたいとか、その手続ももう幾つもあつてそれですゝめ使えるようにならないとか、いろいろな問題が含まれていゝんです。

そういう意味で、私は、地方分権もやはり進めていかなければいゝないし、その中で解決もしていかなければいゝないと思ひますけれども、私の町ではそういうふうにして自由に使えないという地元の不満があります。それをぜひ胸に受けとめておいていただきたいと思います。それは、私の町だけではなく、全国どこでも、一級河川、二級河川は同じ状況であらうと思ひます。

私、先日、ずつと江戸川の庄和町から南に一時間ぐらゐり下りました。その中に、河川を持つていゝ市町村が使つていゝところは、一カ所だけでした。それはゴルフ場として河川敷を使つていゝわけなんです。それ一カ所だけなんです。それで国は、もう機関委任事務で自由に手続をして簡単にできるんだと口では言ひますけれども、實際にやはりできないといゝところが現状なんです。

例えれば私の町でいゝますと、私は昭和二十二年生まれなんです。それから、カスリン台風、一九四七年秋に大きな台風が来まして、一級河川は利根川、江戸川、全部決壊しまして、非常に大洪水の起こつたところなんです。それで、長い間堤防が改修されていく状態を見て育つてまいりました。しかし、その中で、やはり町としていゝのは、優先順位としてスパー堤防をつくりたいというわけなんです。そこはなぜスパー堤防をつくりたいかといひますと、漏水といゝんです。やはり雨がたぐささん降つたりすると漏水がある、それでその堤防を強化したい、そういう願ひがあるわけなんです。ところが、町として優先順位が一位であつても、やはり権限は国が持つていゝもの、ですから自由に決められないわけですね。そういうところに地方自治体は非常にジレンマを感じていゝといゝところですね。建設大臣、その辺

は将来どんなふうな道筋を、担保してくだるといゝ建設大臣を信用しておりますので、その辺を聞きたいと思ひます。

○亀井國務大臣 確かに率直に言ひまして、河川管理のあり方がちよつと、簡単に言つたかた過ぎるんじやないか、そうした住民の方々の御意見があるといゝことも私も肌で感じております。私自身もちよつと融通をきかしていいんじやないかといゝように思つたこともないわけではございません。

ただ、委員がもう全部御承知の上で言つておられるわけでありまふけれども、堤防も何も河川局は趣味で予算を消化するためにつくつておるわけじやございませんで、やはりそうした大型台風が来てもその地域が被害に遭わないうなといゝことを目的にやつておるわけでありまふ。その後の管理にいたしましても、御承知のように、河川管理者としてはいつ台風が来るかわからぬわけですから、あした来るといゝので泡食つて河川管理を變更するわけにもいかぬわけでありまふ。だから、そうした場合にもやはり洪水防止といゝ目的にとつて阻害にならない、そうした状況をどうしても保つていゝという意思が働くのは、私はやはりある面ではしやうがない面があるんじやないかといゝ感じがいたします。

しかし、それが行き過ぎて、何もこれは日ごろ市民に開放したつていいじやないか、そういうところまでなかなかうんと言ひたいといゝような窮屈な面があることは事實でございませう。

さつきも河川局長とこの委員会が始まる前にそのようなこともちよつと話しておつたのですが、そこからはそうした目的との関係でやはり柔軟に、日ごろ市民の方々が憩ひの場その他としてお使ひいただけるような配慮は、建設省自体としても、また機関委任事務を受けておる自治体としてもしていただくだうな指導はしてまいりたい、こゝういゝように考えております。

○武山委員 それでは、細かいことをもうちよつと突つ込んで聞きたいのですけれども、今、配慮

というお話でした。機関委任事務の中でも配慮していくということですが、細かくその配慮の点を、例えば手続の簡素化といひましても、幾つもある手続が一つぐらになくても簡素化ですけれども、それをもう住民は、手続自体を一つにするとかゼロにしてもいいわけですね。

治水、利水という点では、地方分権は非常に難しいと私は思います。河川というのは本当に短い長さじゃありませんので、江戸川も利根川も日光の奥の方から来るわけですから長い川の長さです。治水、利水という点では建設省がやはり管理すべきであらうと思ひますけれども、その使用する権利というのは、結局、住んでいる人たちが生活に一番大きな影響を受けるわけですね。住んでいながら、それでいて自分たちの意見が反映されなくて、なかなか自由に使えないというところですね。ですから、その配慮の点で、どのような具体的な配慮か、お聞きしたいと思ひます。

○尾田政府委員 詳細の点について私の方から御説明をさせていただきますと思ひます。

先ほど来、委員の方から、河川敷の占用をめぐる議論が展開をされておるところでございますが、私も、河川敷の占用というのは、これは本来河川というのは、先生御指摘のとおり、どんなにお使いをいただく、自由使用というのが原則だといふふうに考えております。そういう中で河川の敷地を占用してお使いをいただくという場合は、これは営利目的では困るわけでございますし、そういう占用をしてお使いをいただく場合は、公営の市町村に管理者になつていただいております。

ただいま議論が出ております庄和町の事例でございますが、庄和町が占用されて運動場として整備をされておられる、スポーツ広場あるいは野球場、ソフトボール場といふふうな形でお使いになつておられるわけでございます。そういうところは占用してお使いをいただくことが地域全体の河川の利用として望ましいということでございます。そういう占用をしていただいております。

います。ただ本来、河川そのものは自由使用、どんなでもお使いをいただけるというのが原則だといふふうな受けとめておるところでございます。それから、具体的にどういう施策をとつてきたかというところでございますが、従前、河川事業は、国直轄あるいは都道府県の事業に限られておつたわけでございますが、昭和六十二年に改正を行ひまして、市町村長さん方が施行主体となつてやつていただく、そういう補助事業について道を開いたところでございまして、そういう形で、地元でぜひそういう河川をある公園的と申しますか環境整備をしたいという場合につきましてはそういう道もございまして、そういう意味合いで、大臣が申したとおりでございます。

○武山委員 自由使用ということですが、この自由使用ということとは非常に易しい言葉であつて、大変義務が伴うことだと思つておられる。それで、自己責任といふものが必ず入つておられる。なんですけれども、ぜひ、自由使用だといふことを河川を持つておられる市町村に建設省が改めて通達していただきたいと思います。

やはり住んでいる人々は自由使用だと思つていないわけですね。やはり建設省があらゆる権限を持つていて、許可をもらわないと使えない、国民はそう思つておられるわけなんです。ですから、自由使用だと思つておられる市町村を、自由使用だと思つておられる市町村に、自由使用なんですよといふことを広くPRしていただき、そして通達していただくと思ひます。

私は今のお話を聞いて、自由使用ということ、ああ、自由に使えるんだと改めて認識いたしましたけれども、ぜひそれは通達していただきたいと思います。いや、答弁は結構です。

それで、次に移りますので、大変答弁が長かつたので……(亀井国務大臣 完全に自由じゃないだろう。もしあなたが転落して死んだら管理者の責任が出てくる)と呼ぶいえいえ、それにしても自己責任といふものが必ず伴うと思ひますけれども……。

○尾田政府委員 自由使用の言葉をめぐつて議論がございまして、御説明をさせていただきます。自由使用と申しますのは、占用をされるように、排他独占的に一定の地域を使うという意味合いではございせん、河川の空間は、本来どんなでもそこにアクセスをして、そして河川が持つておられるいろいろな機能を受容をいただくという趣旨での自由使用でございまして、そういう自由使用をされた場合に、先生御指摘のとおり、そこにある危険、リスクが伴うわけでございます。そこについては、基本的には使用者、そういう形で河川にアクセスされた方のみから律していただくべきものだと思ひますが、ただ、どこにどういう危険性があるかといふようなことをよく明示をしておく、そういうことが非常に大事だといふふうにお考えをしております。私もそういう努力はいたしておるところでございます。

ただ、それが行き過ぎまして、転落防止のためのさくをずっと張りめぐらす、これも、訴訟になつて負けてやむを得ずそういうことをやつたりしておるわけでございますが、その辺は、世の中のコンセンサスとしてどういう方向に動いていくかといふのが大きな事柄ではないかと受けとめております。

○武山委員 私、今のようなことをおっしゃるであれば、やはりその町、その市、川を持つておられる市町村が責任を持つてやるべきだと思つておられる。一々、ここが危険だとかいふのはそこに住んでいる人たちが一番よくわかつておられるわけですから、それまでも建設省でやつておられるという、こと自体が私はおかしいと思ひます。

それで、ちよつと時間がありませんので、その件につきましてはもう結構ですので、次に移させていただきます。

それから、今の私の町の問題でもう一つ、どこかの河川にも共通する問題ですが、不法係留の船舶等の排除を促進するということです。それも大切なことなんですけれども、それと同時に係留の施設の整備、施設の整備がないから不法係留するわけなんです。その必要ものがなくて、それでみんなもう先に、国民の方が使いたくて不法係留しているわけなんです。

それで、このたび、排除を促進することだけがうたわれていて、ここに施設の整備がうたわれないですね。それは明らかに手落ちだと思ひますけれども、整備されていふところがあるから、やはり係留できないですよ。それはおかしいと思ひます。

○尾田政府委員 御指摘のとおり、施設なしで規制だけをしては行き場がない、まさに私もそういうふうに問題をとらえておるところでございます。

それで、私も、そういう船が係留されておられるのは、河川として港灣、漁港、こういうところがそういうプレジャーボートの係留場所になつておられるわけですが、あるところだけで規制をしてもだめです。あるところだけで整備をしてもだめです。三省一結になつて現在実態調査を行ひ、そしてその結果を踏まえた上で、そういう係留施設をどういふ形で整備をすれば不法係留がなくなるか、まさにそういう視点で現在検討を進めておるところでございます。

また一方、私どもの河川事業の中で河川利用推進事業というのがございまして、この中で、船舶の収容空間となるような河川マリナーナの整備を支援をするような施策もつておるところでございます。

現在、まだ五カ所で九百隻程度のマリナーナでございます。先ほど申しました実態調査でまだまだ不法係留は河川だけでも四万六千隻ございまして、まだその量としては少ないわけでございますが、そういう方向で今後とも努力をしてまいりたいと思ひます。

○武山委員 今のお話ですと、なかなかレジャーに對して門戸が開かないと思ひます。そういう数字の発想ですと、やはり国民は豊かさを感ずる機会がないわけですよ。市町村はみんな河川を使いたいわけなんです。私は地方分権がまず第一だと

思うのですけれども、建設省でそういうところまで権限を持っているからなんです。市町村が自分たちでこの地域で、これを保留の整備をしよう、そういうことを自分たちで自分の町の自治はできるわけですから、そういう権限を外していつて、そして、自分たちでこの部分に保留先をつくらう、そういう判断をさせるような地方分権、住民参加という形でやはり進めていかなければ、もうみんな国民は政府を、行政を信用しなくなりま

すから、今言ったような少ない数ではないわけですよ。みんな使いたいというのは、安くてそういうレジャーを楽しまたいというのは国民みんなの願いなので、ぜひ今後、一億二千万も人口がいるのに五カ所とかそんな少ない数のことをちよるちよる言っていないで、どの町でもいいですよ、自由に自己責任で使ってくださいと、そのぐらい言わないと国民はもう政府を、行政を信用しないですよ。ですから、その辺の心構えあるいは将来の見通しをぜひお話しください。

○尾田政府委員 先ほど申し上げた数字は完成しておるものでございまして、現在進めておる事業、このほかに十一カ所、合計二千七百隻、これでもまだ少ないわけでございます。

それで、先生の方から、自由に町の方に使わせればいいじゃないか、こういう御提案でございませう。私どもも、各市町村から積極的な御提案があれば、それを受けて対応を検討してまいってつものでございまして、これからは進めてまいりたいと考えております。

ただ一点、ぜひ御理解をいただきたいのは、こういう保留施設をつくりますと、洪水時に支障になる可能性がございまして、保留された船が流されて、橋脚にぶち当たって橋を壊す、あるいはその保留施設そのものに水が当たっていろいろな水流を起こして堤防を壊す、そういう可能性もあるわけでございます。そういう点について私どもも河川管理者としてチェックをしておるということでございます。何も問題がないものまですべてだ

めだと申し上げるつもりは全くございませんで、御指摘のとおり、そういう施設については今後とも積極的に考えていきたいと思っております。

ただ、世の中の動きとして、そういうプレジャーボートの対策を進めるよりも、もっと自然の景観のまま残して使いたいという御意見もございまして。そういういろいろな考え方を調整しながら一番うまい形で施設を配置をしていくということも、これまた大事なことでないか、こう考えております。

○武山委員 環境保全は大切なことです。みんな国民も思っているのです。

それで、河川というのはかなり長い長さをそれぞれの市町村が持つておりますので、ある部分は環境を保全して手をつけない、ある部分は、今の御説明にありましたように、保留先をつくる、いろいろなバランスの中で国民というのは豊かさを実感するのであって、今危険性を、確かに危険性は危機管理でしていかなければいけません。しかしそれも、地方分権の中で、自治を育てていく中で地方が解決していく問題だと思っております。で、きの悪い息子をいつまでもこうだあだど指導しているような面もあると思うのです。やはりそれは渡して、渡した中で、そういう経験をしながら、時にはボートも流されますでしよう、時にはひどい状態になると思えます。しかし、そういう経験の中から、体験の中から地方は自立していくのだと思えます。そういうふうな方向にやはりしていくっていただきたいと思えます。

それから、もう時間がなくなつてしましました。次に移ります。

河川に関する水質、それから生物の生息状況など、さまざまな観測が頻繁に実施されていると思えますけれども、そういうデータについてどの程度一般の人々に公開されているのかどうか、その辺の情報公開がどの辺までされているのか、そして、県の方でされているのか、市町村でされているのか、国の広報でされているのか、その辺、情報公開を聞きたいと思えます。

○尾田政府委員 私ども、河川管理者、これは直轄の場合は建設省でございまして、二級河川については都道府県知事でございまして。そういう河川管理者が収集をいたしました情報については、できる限り遅滞なく公開をしていくということを原則に考えておるところでございまして。

そのデータといたしましては、まず河川の中では流量、水質、水位、そして流域の中の降水量というふうなものはかつておりました。そして、これは経年的にずっとはかつておられてございまして、各河川の中の生物とどういうものがあるのか、どういう生態系があるのか、これは川の国勢調査という形で調査結果を本にいたしました公表いたしておるところでございまして。どなたでもごらんをいただけるという形で、できる限り今後とも川の情報、まさに川を市民の皆さん方、住民の皆さん方に十分お使いをいただくという意味合いでも、そういう情報公開は大変大事だと考えておるところでございまして。

○武山委員 それは市町村で手に入るのでしょうか、国の方で手に入るのですか。それとも買うのでしょうか、無料なのでしょうか。

○尾田政府委員 流量とか水位につきましては流量年表、水位年表という形で公開をしておりますので、これはお買いをいただくということになるうかと思っております。それから川の国勢調査につきましても、これは本の形でまとめておりますし、また、CD-ROMにも入れてお使いがしやすいたしております。もちろん私どもの事務所あるいは県のしかるべきところでそういう資料をござんをいただくことは全く可能でございまして。もし自分で十分お使いをいただきたいという場合には、購入をしていただければ自由にお使いをいただけるというふうに考えております。

○武山委員 国民にとつては、あれもこれも分厚い資料を見るというのは大変面倒くさいものなのですから、わかりやすく、そして薄くて、簡単にどこでも手に入るということを国民は願っているわけなんです。ぜひそういう方向でつくっていただ

きたいと思えます。

そして、もう時間もなくなりました。最後に建設大臣に聞きたいと思うのです。

対案として民主案と政府案が出たのですけれども、残念ながら新進党から出なかつたのですけれども、地方分権という意味でも、また住民参加、それから情報公開という意味でも、民主党の方がいいのですけれども、政策を中心に見まして、建設大臣はどちらの方がいいと思えますか。

○亀井国務大臣 ひどい御質問を受けてまして、私は今ショックを受けているわけでありまして、当然建設省の出した案が現在の時点においては、ベストということはないと思えますがベターである、このように思えます。

民主党案、大変御苦労されて、市民の方々の御参加もされておつくりになられたということも聞いておりますけれども、環境を配慮し、かつ地域住民の方々の意見を手続面においても具体的に取り込んでいくという手続、そうした案でもございしますが、私どもの建設省の案も、国が国民の生命、身体、財産を守るということに全責任を持つという前提に立つて、その上に立つて、地域の住民の方々の御意見も聞き、かつ環境に対しても配慮をするというすばらしい案だ、私はこのように考えております。

○武山委員 私とは大変違いますが、それはもう中央集権国家の基本的な骨格だと思えます。二十一世紀は情報公開、地方分権、そして住民参加、もちろん環境保全という意味で、民主主義というのは民が、すなわち国民が主になった、やはり国民主権でなければいけないと思うのです。それで、国民が主になったものではないのです、日本の法律は。ぜひそういう形で私は聞ていかなければいけないと痛感いたしました。

○市川委員長 武山百合子さんの質疑は終了しました。

増田敏男君。

○増田委員 増田敏男です。河川法の一部改正に

関連をしてお尋ねをいたします。

まず、亀井大臣にお尋ねをいたします。

私は、このまゝいくと、二十一世紀初頭、恐らく二〇一〇年前後にはこの国に三つの大きな問題が起きるだろう。その一つが水不足です。そして、もう一つは食糧難であり、もう一つは石油、すなわちエネルギー問題であると考えています。

そこで、現行の河川法は昭和三十九年にできました。それから、以来我が国の高度経済成長時代の河川行政を支えながら、四十七年の流域調整河川制度の創設から準用河川制度の拡大、スーパー堤防の関係などと思いますが、高規格堤防特別区域制度の創設、それから平成七年の河川立休区域制度の創設等、時代時代に応じた改正を行って現在に至っております。

近年、河川を取り巻く状況が大きく変化をしまして、治水、利水の役割だけではなく、多様な生態系を持つ豊かな自然環境を持つ河川、そして水と緑の空間と潤いも安らぎもというような河川への期待、同時にまた地域の個性を生かした川づくりが強く求められてきております。同時にまた、近年の少雨化傾向や頻発する渇水等、社会的影響も著しくなるなど、渇水調整の推進も大きな課題となっております。

これから具体的に何をいたしますが、海水から真水をとるということが、経済的に、エネルギー的に簡単にできるならば、これに似たことはないと考えます。そこで、生活水準の向上に従って、水はますます足りなくなります。今後の水需要と供給の見込みについてはいかがか、それから将来の水需要に関してどのような取り組みをしていこうとおられるか、あるいはどういいう考えて水不足を解消しようとおられるのか、対応しようとおられるのか、まずお尋ねをいたします。

○尾田政府委員 まず、私の方から、数字と申しますか、水資源の状況について御説明をさせていただきます。その後大臣の方からお答えをさせていただきます。こう存じます。

まず、水需給の現況でございますが、全国で申しますと、水資源の賦存量、これは降水量から蒸発量を除いたものでございまして、この全量が使えるという数字ではございませんが、これで申しますと、全国が四千二百億立方メートルでございます。平成五年度時点での水利用量というものが九百十億立方メートルでございます。利用率が二二・四％でございます。ところが、十年に一回ぐらいい起る渇水年についてどうか、こういうことで申しますと、二千八百億立方メートルしかございまして、水利用率で申しますと三三・三％ということになります。

そしてまた、水資源は、全国的に幾らバランスがとれましても、地域間の我が流域の水という意識が大変強い、そういう資源でございます。そういう意味合いで、例えて関東について数字を申し上げますと、平水年で三百五十四億トン、渇水年で二百三十六億トンでございます。水利用量が百七十億トン毎年でございます。利用率で申しますと、平水年で四八・八％、渇水年では七二・二％という数字になっております。

そういう意味合いで、大変関東地域におきましては、特に首都圏を中心に近年渇水を繰り返しておるわけでございしますが、その背景として、水源の今申したような降ってくる雨のうち使っている量が非常に多いという状況が背景にあるわけでございします。

以上、数字の状況だけをまず私の方から御説明させていただきます。

○亀井国務大臣 今局長から御答弁を申し上げましたように、委員が先ほど御指摘のように、日本という非常に細長い、しかも平野の少ない急峻な地形の国家にとりまして、水の確保というのは、豊かな大陸を大きな川が流れていく欧米とは違つた特別な事情があると思ひますし、しかもそこに一億何千万という多くの人間が住んでおるといふ自然環境の制約の中でどうやって水を確保していくかということは大変大きな問題である。ところが、最近、ダムをつくるのは悪だみた

いな風潮も非常に、どこからかしら生まれてきておるわけでございまして、やはり人間の生活にとって水はまさにこれは基本であります。そういう意味で、やはり天の恵みである雨、水をどうためて、これをどう有効に使っていくかという視点を除いてこれの解決はありせん。

海水を真水にするといひましても、これは膨大な費用もかかるわけでございしますから、そういう意味では、水系ごとの水利用ももちろん必要であります。委員、前からかねて熱心に御研究もされておられますので、私、大変敬意を払つておるわけであります。場合によっては水系を越えた、やはり同じ日本民族でありますから、水をお互いに融通し合うというようなことまで含めて、この問題については、広域、長期的に対応をしていかなければ大変な事態になると思ひます。

本当に日本人というのは、渇水のとときは、大変だ、大変だと大騒ぎする。洪水になると、何でちやんとした堤防をつくらぬのだと。ところが、平時になるともうけろつと忘れてしまつて、公共事業やめた方がいいなんて大合唱を始める。私は、こんな民族はこのままだ減る、このように思ひます。

○増田委員 はつきりと御答弁をいたして、恐縮をいたしておりますが、その次に私は、河川の水は、流域各地域のものであると同時に、国民全体のものである、このように実は考えております。首都圏では利根川や荒川を結んで河川利用をしておりますが、現実にはこのところ毎年渇水に悩まされておる、大きな問題が起つておるわけであります。

特に、ちよつとお尋ねをするのですが、首都圏で現在建設中、計画中のダムを全部つくつても水は不足すると聞いております。利根川の年総流量は七十六億トンであります。何のことはない、二千メートル四方の升一杯です。随分流れているけれども結局二千メートル四方の升一杯、そしてそれは大雨から台風まで全部計算した平均の量であります。したがって、利根川がもう一本あつても

足りないだろうというのが私の見方でありまして。中国では、南水北調事業という、長江の水を黄河流域に導水しようといふことに大きなプロジェクトの検討が進められております。平成六年の利根川水系でダムにかかわる都市用水需要量は毎秒九十三トン、現況利水安全度は、おおむね二年に一回渇水、それからまた平成十二年の利根川及び荒川水系の水資源開発基本計画のうち利根川水系の上流ダム群にかかわる都市用水需要量は、これはおおむね毎秒四百四十トン、現在の施設でこの需要が発生した場合の利水安全度は、ほぼ毎年渇水、毎年水が足りない、こういうことに実はなつておると聞いております。

したがって、我が国においても海水の利用や、これは簡単にいきません、おつしやるとおりですね。私も調べてみました。どのくらいエネルギーがかかるのか、経済性がかかるのか、人工降雨は大丈夫なのか、あるいは風力は、地熱は、太陽電池は、海流は、結局どれをとつても私の時代には間に合わない、こういう結論を私は持つております。

そこで、今大臣がおつしやつたように、分水嶺を越えた導水を検討することも結局考えなければならぬのか、こんな思いを持ちました。今大臣から御答弁をいたしていただいております。したがって、これは研究課題としてぜひ頭の中にたたき込んでいただかなければならぬ、このように思ひます。しかし、もちろん流域への影響や環境問題等、多くの問題が当然考えられます。したがって、これはぜひ研究してください。

私も、青年の日、尾瀬から銀山湖に流れます奥只見電源開発があります。水が放流されていきます。放流した水が信濃川を通過して新潟に入る、あれを何とか関東でいだけないものか……（だめだ）と呼ぶ者あり」といふようなことで実は研究をしたことがあります。六日町付近から自然流下でもって前橋の方まで来るといふようなことも考えました。今、やじの中にだめだといふような御意見がありますように、分水嶺を越えて水を利用す

るということは大変な問題であると思います。

しかし、私がこのところでもっと申し上げたいのは、残念ながら、こう言うやうな変ですが、一人当たりの水の貯水量が私の調べたところでは、東京では三十トン、ニューヨークでは二百八十五トンで約十倍、それから香港でさえ日本の三倍で百二十トン。そしてソウルは実に十三倍で三百九十二トン。これが一人当たりの貯水量であります。したがって、くどくど繰り返しましたが、とてもこの姿のままでは私たち日本の国は水がなくなり、引き続いた御検討を、これは大臣にお願いしておこうと思います。

そこで、今回の改正に先立って、平成八年六月の河川審議会の答申では、洪水や濁水という異常時の河川を対象とした従来の河川行政から、平常時の河川も視野に入れた、川の三百六十五日と一口に言われておりますが、新たな視点に立った河川行政への転換が提案されております。

今回の改正法案は、これを踏まえて、第一条の目的を改正しており、これは昭和三十九年以来、基本的には実は初めての目的改正、このように私はとらえております。河川行政の基本的な方向について、大きく変えようという建設省の意気込みが感じられるところであります。

この期待のように頑張ってもらいたいなと申し上げながら、このような河川行政の大転換や、先ほど来私が述べたような考え方も踏まえて、二十世紀の河川行政の進むべき道について、建設省としては何か水全体に対してグランドデザインでもつくるようなお考えがあるのか、あるいは大臣は何か特別お考えか、あつたらお聞かせいただきたい。

○亀井国務大臣 私、特別にそうした、黙って座ればたりと委員御指摘の問題を解決できるような案を持つておるわけではございませんけれども、委員の御認識と同じように、やはり水の問題、これを二十一世紀に向けて解決しなければ、国民生活が真に豊かな形で展開されることはあり得ない。豊かどころではなくて、もっと大変な事態に

立ち至る危険性が私はあると思います。

そういう意味では、今よそには水はやらぬといううやなやもちょっとありました。それぞれ地域の利害というのがありますけれども、やはり同じ日本国民でありますから、それぞれがお互い助け合つて天の恵みを分け合つていくという基本的なことはやはり必要であらう、私はこのように思います。

また、そうした天の恵みをいろいろな形で大事に使っていく。ダム建設もその一つであらうかと思ひます。また、リサイクルといひますか、下水を再利用していくような方向も今いろいろな形でやられておりますけれども、そういうことも推進していく必要があると思ひます。

そうした中で、本法律にきちつと位置づけました環境を守っていくということがやはりいい水を確保していくという面においても大事なことであります。また我々にとつて本場に美しい山河は心のふるさとでもありますから、それを大事にしていくという必要があると思ひます。しかし一方、フナやハエも大事でありますけれども、人間の命がもつと大事である、私はこのように思ひます。そういう観点から河川行政を進めてまいりたいと思ひます。

○増田委員 今回の改正法案では、河川法の目的として、治水、利水に河川環境を追加しています。これは環境基本法の精神や、平成六年一月につくられた建設省の環境政策大綱を踏まえたものと理解をしております。特に環境政策大綱では、「環境」を建設行政において内部目的化する」とされているところであります。この方向は、今後の建設行政にとつて大事なことであり、当然よいことだ、このように私も思っています。

そこで、目的に河川環境を追加したという意義はわかりますが、改正案を見ても、今回の目的改正によつて具体的な河川管理がどう変わつていくのか書かれてありません。したがつて、これでは十分ではないのか。目的改正の効果をぜひ説明をいただきたい、これが一点であります。

それからもう一点、事業面で河川環境の整備と保全のためにどのようなことを行つていくのか。具体例があつたらこれはぜひ担当の方から説明していただきたい、このように思ひます。

○尾田政府委員 今回の目的改正に伴い、どういう効果が具体的にあらうかというお尋ねでございますが、今回の目的に「河川環境の整備と保全」という文言を入れることによりまして、河川法第二条に河川の管理は、第一条の目的が達成されるように適正に行われなければならないとございまして。従前はここに治水と利水ということであつたわけでございます。これに河川環境が加わるということでございます。治水、利水、環境の三本柱として今後の河川管理がより総合的に展開をされなければならぬ、そういう責務を負うものだというふうに自覚をいたしておるところでございます。

そして、この目的改正に連動する改正といひまして、環境も含めて地域の意向を反映させるための計画制度の改正、そして環境と調和のとれた治水、利水対策として樹林帯制度の創設、そして環境を悪化させる水質事故あるいは景観に悪影響を及ぼします不法保留地というようなものに対する原因者施行、原因者負担制度の改善というように項目の改正をお願いいたしておるところでございます。

そして、具体的にどういう事業がなされるかというところでございまして、まず河川環境の保全という面でも申しますと、従前から河川環境管理基本計画というのを定めまして、河川の主として洪水時期、空間、先ほど来議論が出ていますように、こういうものをどういう形で管理をするのが流域の皆様方に一番有効にお使いをいただけるかという視点でそういう計画を定めることにしておるわけでございます。そういうものを受けつつ、保全を図つていく。

そしてまた、水質の汚濁の非常に著しい河川につきましては、浄化用水の導水や河床の汚泥のしゅんせつというようなものも実施をいたしております。

また、平成二年度からは、自然を生かした川づくりというやうな形で多自然型川づくりを進めておるところでございます。今後ともより一層、自然環境、河川環境を生かした川づくりを努めてまいりたいと存じております。

○増田委員 具体的なことを一つお尋ねをいたします。荒川中流で荒川をせきとめるやうな大規模な六堰の改築が実は計画されております。魚類の遡上のために、全く変わりますから、水が全部とまるやうな形ですから、今恐らく魚道をつくられていゐるのではないかと申すのですが、問題点か、あるいは進捗状況でもちよつとお聞かせをいただきたい。

○尾田政府委員 ただいまお尋ねの六堰でございますが、これは農林水産省で管理をされておる堰、取水堰でございます。現在、魚道等についても不完全なものでございまして、魚道の設置につきまして、私も河川管理者の方で検討いたしております中で、農林水産省の方でも六堰の堰自体の改築というのを計画されました。

そういう中で、農水省と建設省が連携をしながらこの堰の改築を行う。新六堰を建設する。その際に、魚道と下流の河川の維持用水を流下させる堰をつくる、そういう形で事業を進めるといふことにいたしております。

ただいま施設の詳細設計を行つておるところでございます。平成十年度、来年度には工事着手できるようにしたい。

これは、もちろん農水省さんの堰と同時に着工をいたし、仕事自体は農水省さんの方で施行いたしていくことにならうかと考えておりますが、そういう形で、旧六堰、現六堰でございますが、この堰が阻害をしております魚の遡上、あるいは下流の河川の維持用水の確保という面にも今後とも我々としても最大限努力をまいりたいと考えておるところでございます。

○増田委員 河川環境ということになりますと、建設省河川局だけでは対応は無理で、同じ省内で

あれば下水道、さらには環境庁等との連携がうまくいかなければ河川環境の整備と保全を行うことはできないと思いますが、これらの連携についてどのような取り組みをしようとお考えなのか、その辺は大丈夫なのか、お尋ねをいたします。

○尾田政府委員 まず、下水道との関係でございしますが、これは、河川の水質を守るという意味合いでは、流域からの汚濁負荷を減少させるという意味合いで、家庭排水を処理する大変な事業だということに受けとめておられるところですか。もちろん、このほか工場排水等々もあるわけでございしますが、水質汚濁防止法、いわゆる水濁法の枠内でのいろいろな規制等々と相まちまして、汚濁負荷を減らすという作業は大変な事なものだということに考えております。

そういう中で、これは下水道法の範囲の中になります。流域別下水道計画というのを定めることになっておまして、各流域ごとに、下水道と河川がどういう連携のもとに河川の水質、公共用水域の水質を守っていくかというのを計画をつくって、従前からその計画に従って事業を実施してきておるところでございします。河川の管理は水量、水質一体でございします。今後ともより一層連携を深めて対応していきたいと考えております。

そして、環境庁との関係でございしますが、今回の河川法改正の作業の中で、環境庁さんとも大変いろいろな局面で議論を深めました。そういう成果として、今後、局長クラスでの検討会、連絡会議を定期的な連絡会議として設けてまして、今後より一層連携を深めていきたいと考えておるところでございします。

環境庁の中でも、従前ともすれば水質汚濁規制の部分だけが強調されておった嫌いがございします。それに加えて、自然保護局のサイドにも配慮をいただいて、より広い範囲から河川と環境の問題に取り組んでまいりたいと考えておるところでございします。

○増田委員 今回の目的改正によりまして、河川

の水質、景観、さらには生態系といったさまざまなものに配慮しながら事業を推進していくものという理解をしました。

その基本的な方向性には賛成ですが、さまざまなものに配慮する分、そのコストも割高となってしまうのではないかと懸念をいたします。もちろん配慮しなければならぬのですが、その懸念もあります。

今年四月に政府が公表した「公共工事コスト削減対策に関する行動指針」これで、公共工事のコストを三年後には一〇％削減するというふうな数値目標を立てているようでありまして、財政改革の途上であり、まことにその辺の兼ね合いが大変ではないか、この辺がいかだだろう、これが一点、もう一点尋ねますが、先ほど大臣の言葉にもございしましたが、河川環境を重視する余り、肝心の洪水対策が進まないこととなつてはもろろん問題だと私も考えています。当然、人命、財産の保護を重点に考えるべきではないかと思つていますが、かといつて、環境をなおざりにしてよいと言っているわけではもちろんありません。

そこで、この辺の整合性が、仕事の量において、予算において強く求められるところであり、苦心の要るところかと思ひます。どう対処するのか、大丈夫なのか、お尋ねをしたいと思います。

○亀井国務大臣 まことに私が悩んでおる胸中を委員にお話したいたというふうな感じがいたします。コスト削減はやり抜かなければならぬわけでありまして、問題は、それをいけば大根を切るみたいな形で機械的な処理をいたしたところ、一つは、下請、孫請を含めてそうした弱いところにしわ寄せがいつて、そこで働く方々の労働条件等にまで影響が起きているという危険性があると思ひます。そういう問題と、委員も御指摘のような安全面あるいは環境に配慮する、そういう面からの費用がカットされていくという危険性があるわけでございます。

そういう意味では、コスト削減の具体的な努力

につきましては、本当に神経をめぐらせながら、先ほど申し上げましたような弊害が起きないような努力をしていかなければならない。しかし、これは言うはやすくして大変難しい問題である。建設省といたしましては、地建を含めて末端にまでそうしたことについて徹底をする所存でございします。

○増田委員 環境という言葉とダムとの関係、先ほど大臣の御発言にもありましたが、環境といえはダム建設がすぐ問題になります。また、アメリカでは、開拓局の前総裁のダニエル・ピアード氏がアメリカのダム開発は終わったと発言をしたという話を聞きました。

しかし、ダムの一人当たりの貯水量が、先ほど私が言った数字はあれは首都圏と都市です、今度は全人口を踏まえた貯水量なのですが、日本では三十二トン、アメリカでは五百三十六トン、大きな差があります。したがって、ピアード氏の発言の意味が何となく理解できるような気がいたしました。

我が国では、治水や利水のために他に方策が定まらぬ限り、ほかにできる方法がない限り、どうしてもダム建設の必要は相変わらず高いのではないかと、こう私は考え、とらえております。だめ押しみたいなになりますが、建設大臣はいかがお考えでしょう。

○亀井国務大臣 先ほどちょっと御答弁いたしましたように、広い平野が多い、大地を川が流れていく、それから利水をする、あるいはそれに關して治水をするというところ、非常に幅の狭い日本列島、しかも急峻な地形の中で、降った雨が、あつという間に海に流れていってしまうという、そういう状況の中で、天の恵み、水をどう確保するかということは、私は全然条件が違うと思ひます。

そういう中で、しかも欧米の場合は、長年にわたって社会資本整備が計画的にどんどん進められてまいりました。そういう意味では、社会資本整備の水準が違うわけでございます。今委員が

御指摘のように、一人当たりの水の量も十倍以上の形になっておるわけがあります。そういう意味では、我が国の場合は、今から二十一世紀へ向けて水をどう確保していくかという観点から、積極的に取り組まなければならない。

どうも、先ほどちょっと申しましたけれども、環境も私は大事だと思ひますけれども、いかに自然環境が残つても、大洪水に見舞われる。しよつちゅうあることですね。また、濁水で大量飲み水がなくなっていくというようなことが現に起きておるわけでありまして、戦後においてもそうした大変な危機的な状況は何度もこの日本列島各地で訪れておるわけであります。

そういうものを解決することを忘れて、ただ景色がよければいいとか、ハエやフナがちゃんと上に乗っているかどうか、そういうことだけに着目をするというところは、私はやはり間違いだと思ひます。自然環境は、もちろんあとどう限りの努力をして守らなければならないけれども、やはり先ほど申しましたが、ハエやフナの命よりもやはり人間の命が大事だと私は思ひます。

そのあたりが、最近の妙な風潮が日本列島を襲つておることを私は本心に心配をするわけでございまして、特に、都会に住んでおる方々がたまたまレジャーで地方に行かれて、ああいい景色だな、自然ができるだけ残つた方がいい、それは当然でしょう。しかし、その地域に住んでおる方々の生活また安全、これをどうしていくかというところの視点が抜けたそうしたことについての反対運動ということがついては、私は、ぜひひとつ深い反省もいただきたい、このように時々思うわけでございします。もちろん理のこなつた反対もあるわけでございますから、十把一からげで私は言つておるわけではございません。

○増田委員 大臣のお考えが大変よくわかりました。私も、質問の趣旨は、将来、私たちのこの国に水の心配が起きないように量を、質を確保していきたい、そこに視点を置いてきようはお尋ねをいたしております。そして、それが確保でき

たら、すばらしい環境、もちろんあつてほしいな、
こう思います。まず第一にその辺を考えないとい
この国の将来が成り立たなからう、こういうこと
質問はしてきたのですが、ありがとうございまし
た。

今度、細かい話になります。こう言うところ恐縮な
んですが、利根川から荒川にかけて武蔵水路と
いう水路が引かれてます。昭和三十九年、東京
オリンピックのときに、水を間に合わせよう、オ
リンピックもできない、東京に水がなくなるとい
うので、たしか河野一郎建設大臣のときだったと
思います、突貫工事で工事が行われました。結局
は、何といひますかちよと時間差はあつたので
すけれども、完成をしました。それから三十二、
三年たちました。ついに老朽化になつて、残念な
がらこのままではどうにもならないというので、
大改築をするというので、現在取り組んでおられ
ます。

そこで、せっかく取り組んでいるんだからきよ
うは正式にお願いをしておこうというので問題を
持ち出すのですが、こう言うところ恐縮なんです
けれども、毎年水難事故が出ております。したがつて、
今度の改築に当たつてぜひとも何か構造的な配慮
ができれば願ひたい。

それはどういふことかという、水量が多く、
深く、大変流れが速い。かといって水資源公
団では、もう非常に心を砕いて一生懸命これが防
止に努力をなさつています。これが何か構造的に
方法はないのか、一点。

それからもう一点は、ちようど武蔵水路がある
ところは、行田市内、昔の忍城の水攻め有名な
ところなんですけれども、それを通して荒川まで
引いております。堤防みたいな形になつてしま
いました。だから、内水面の排除というのが、恐ら
くサイホンでつながっているんでしようが、だめ
になつてしまつたんだと思います。したがつて、
今度その内水面排除に対しても、構造的に考えら
れるものなら一緒に考えてもらひたい。
なお、せつかくやるのですから、あそこさき

たま公園という県立の公園もありますし、鉄剣の
有名なところもあります。ぜひ、今日に引き続
いた環境の整備も一緒にやつてもらつたら、こう
思います。

細かい話ですから、局長からお願いをいたしま
す。

○尾田政府委員 ただいま武蔵水路についてのお
尋ねでございますが、委員御指摘のとおり、武蔵
水路、大変重要な水路でございます。首都圏に水
を運ぶという役割を果たしておるわけでございます
が、残念ながら、周辺の地盤沈下あるいは施設の
老朽化ということによりまして機能低下をいた
しております。この改築の必要性が生じてきた
ところでございます。

その改築に際しましては、御指摘のとおり、こ
の地域の内水排除、内水対策というのが大変大事
だという認識に立つておりまして、平成六年の一
月に、利根川水系及び荒川水系における水資源開
発基本計画の変更を行ひまして、内水排除も目的
に加へまして、武蔵水路改築事業が行えるよう
にいたしましたところでございます。

そして、この改築に際しましては、これまで委
員御指摘のとおり、大変深く、そして水の流れが
速いということもございまして、残念ながら、供
用いたしました昭和四十三年以降現在まで五十四
件、六十三名の犠牲、自殺の方も含んでおるわけ
でございますが犠牲者を出しておるということに
もかんがみまして、二段水路、これは下と上を分
離をいたしまして上の水路は浅い水路にして、よ
り環境に配慮したような形で事業を進めるとい
うようなことにつきまして、現在、関係機関と調
整を行つておるところでございます。

今年度、平成九年度中にも、水資源開発公団の
方で事業化ができるように、事業実施方針の指示
をすべく、現在鋭意作業を進めておるところで
ございます。

○増田委員 うわさは聞いたり調査をしたり、二
段水路の話は存じております。ぜひ頑張つてくだ
さい。

そして、こう言うところですが、行田市内をほと
んど通つています。でも行田市は、目の前に流れ
ている水を不足でも一滴ももたらうことができま
せん。水利権の話だと思ひます。したがつて、自
分の町を内水面を排除できないような障害物が通
つていられるというふうな市民感情もあるわけ
です。よろしくひとつその辺は配慮してくださ
い。

それから、次に進みますが、今回の改正の眼目
の一つとして、地域の声を河川行政に反映してい
こうというふうなことが実は掲げてあります。住
民の意見聴取手続を義務づけたのは河川整備計画
のみであつて、河川整備基本方針は従来どおり河
川審議会の意見を聞いて策定するということにさ
れております。

各河川の長期かつ基本的な方針は、今後行われ
る具休の河川整備の出発点であり、基本方針にも
地域の意向が十分反映されていかなければならな
い、このように考えます。担当としてはどう考え
ておりますか。見解を伺ひたい。

○尾田政府委員 ただいま先生御指摘の河川整備
基本方針に關して住民意見の反映をする手続が定
めておらないということに關しまして、御批判を
いただいたのは重々承知をいたしておるところ
でございますが、私どもとしては、この河川整
備基本方針と定める事項と申しますのは、全国的
なバランスを考えた上で、いわゆる河川の流域が
持つております社会環境、自然環境から科学的、
技術的に決まつてくるような基本高水流量、計画
高水流量というふうな、ある意味では抽象概念で
ございまして、そういうものを定めるという作業が
河川整備基本方針でございます。

そして、この河川基本方針というのは、そうい
う意味合いで、まさに科学的、技術的に決められ
るべき、水系一貫をして上流から下流まで、上流
に降つた雨が下流まで、同じような雨の降り方の
場合は下流まで安全に流し得る、上流で降つた雨
を途中で流域の中に入れるというふうなことになる
れば、まさに人工災害という批判も受けるわけ

ございまして、そういう水系を一貫して流量計
画をつくる、そしてまたその計画自体が全国の同
種、同規模の河川は同じような安全度を持つ、そ
ういふ観点に立つて調整をすべき事項であるとい
う観点について、その手続を定めておるところで
ございます。

そして、この河川整備基本方針に従ひまして、
ダムをどこにつくるか、どこに堤防をつくるか、
そういう個別の事項につきましては、すべて河川
整備計画の中で定めます。この河川整備計画につ
いては、まさに住民の皆さんの御意見、地方の御
意見が反映できるように、そういう形で整備計画
の案の段階でお諮りをして議論をいたいただくとい
うことを考えておるわけでございます。

そういう意味合いで、基本方針で定めた中では
この整備計画がどうしてもできないということに
なれば、またこの基本方針のあり方についても再
度検討をする、そういう仕組みを考えておるわけ
でございます。この河川整備基本方針に住民意
見の反映の手続がないということをもつて住民意
見の反映がされておらないという御批判は当たら
ないと思ひます。

○増田委員 河川環境の整備保全や河川周辺の地
域づくりと一体となつた川づくりのために、河
川管理者主導だけではなく、地域住民の主体性が
不可欠と考えます。今回の計画における地域住民
の意見聴取も大変重要なものですが、これだけで
地域密着の川づくりができる、こういうふうには
単純に考えていません。そこで、住民が地元、河
川に愛着、関心を持つてもらふために、イベン
トなり広報活動なり、そういう視点でこれは進め
ていくべきではないか、このような考え方を実は
持つております。これは説明は要りません。

住民の意見聴取といつても、災害等の場合、情
報をきちんと住民に提供しなければ、住民から上
がってくる意見はどうしても偏つた意見となるお
それがあります。したがつて、ハザードマップと
か、あるいはそのような情報の周知徹底、こうい
うことについてぜひ徹底しておかぬと、いろいろ

るの住民運動の中で情報が届いていないというようなことが多々あります。その辺の考え方はいかでしようか。

○尾田政府委員 まさに先生御指摘のとおり、常日ごろからの情報提供が、災害時、これは異常な洪水時あるいは渇水時、両方に及ぶわけでございます。そういう際の情報提供に際しても大変大事なことでございまして存じております。日常時、平時からの情報提供といたしまして、先生御指摘のハザードマップというのは大変大事な情報だというふうに考えております。

ただ、残念ながら、現在までのところの作業状況を申し上げますと、平成九年一月現在で、このハザードマップが策定をされ、公表されているのは二十市町にしかすぎません。現在作業中のものが四十四市町村ございまして、そういう意味合いで、このハザードマップ、災害の場合にどのような状況になるかという情報を日ごろから住民の皆さん方に提供して、いざというときの対応に参考にしていただくというのは大変大事なことでございまして存じております。そういう意味合いで、今後ともこのハザードマップの作成につきましても、十分私どもとしても力を尽くしてまいりたいと考えております。

○増田委員 今国会においては、環境アセスメント法案も審議をされているところであります。ちょうど環境重視の法案が軌を一にして提出されている、こういうことになって、極めて意義深いものと考えています。

そこで、今回の河川法改正はアセス法案との整合のとれたものなのか、河川法案による計画とアセス法案の手続との関係はどうなるのか、お願いをいたします。

○尾田政府委員 アセスメント法案との関係がどうかというお尋ねでございますが、河川整備計画というものは段階的な整備の計画を定めるものでございまして、今後、大体二十年から三十年くらい先を見通しまして、その間にどういう整備を進めるか、治水、利水、環境の総合的な観点に立ち

まして定めるものでございます。

そして、その計画にのっとりつつ、個別の事業、ダム事業ならダム事業、放水路事業なら放水路事業、堤防事業なら堤防事業が進められるわけでございまして。そういう個別の事業につきましては、個別具体の事業ごとに計画をつくっていくということになります。

そして、そういう個別の事業の実施に際しましては、ただいま先生御指摘のとおり、現在国会で審議をされておりますアセス法案の手続にのっとり進んでいくという形で今後物事が進んでいくというふうに考えております。

○増田委員 超過洪水対策として樹林帯を整備するのは新しい発想で、環境対策としても歓迎できるものであります。他にもスローパー堤防等もあります。この辺をどういうふうな整備するのか、まだよくわかりませんけれども、これはまた具体的なことでありますから、後日教えていただきたいと思います。

今回の樹林帯整備は、保安林制度などとも連携、調整を図りながら行われる必要がもちろんあります。ひいては、治山と治水を一つのものとらえて国土保全を行っていくべきと考えます。しかしながら、実態は、治山は林野庁、治水は建設省の両行政が縦割りで行われているのではないのでしょうか。

そこで、樹林帯制度における治山治水の連携について、どのように考え、また、こう言うときと変わりますが、うまく取り組んでいくことができるのか、御説明をいただきたいと思います。

○尾田政府委員 樹林帯制度に関して、治山治水がどういう形で連携をとっていくのかというお尋ねでございます。

まさに、この樹林帯構想を具体化する作業の中で、森林行政、林野行政を担当されておられます林野庁さんとの調整が一番大きな問題でございまして。そして、いろいろな議論を尽くす中で、堤防あるいはダム等の河川管理施設と一体となって整備すべき、そういう樹林帯、樹林についてはこ

の河川法の枠内で考えていく、そしてその樹林帯については、林野行政の中で保安林の指定をする必要があるようなものについては、それを重複指定もできるという形で物事を考えておるわけでございまして。

まさに先生御指摘のとおり、ダム上流の水質を守るというような形で樹林帯をどう進めるかという場合には、その樹林帯、幅がダムから大体五十メートルぐらいを今考えておるわけでございまして、それからさらに上流をひくくする、林野の行政との連携をして進めるということが大変大事だというふうに考えております。

これからより一層林野行政と連携を深めつつ、所要の効果が上がるように努めてまいりたいと考えております。

○増田委員 洪水調整関係についてであります。年々洪水が頻発をするようになってしまいましたが、もちろん深刻化をしております。今回の改正案でも、これに対応して洪水調整に関する規定の改正も行われております。これらは具体的に洪水に對してどのような効果があるのか、大丈夫かな、こう思うのですが、お考えがあったらひとつお聞かせをいただきたいと思います。

○尾田政府委員 洪水対策をどう進めるかというのも、今回の法改正をお願いいたしております一つの大きなテーマでございます。

現行の河川法では、洪水になってから洪水調整を行う、利水者間での洪水調整が始まるというところとございまして、これは上流におきますダム、貯水池等がない、そういう水がながない状態での洪水調整としては、目の前を流れておる川の水しか対象がないわけでございまして、洪水になつてから調整を始めてやむを得ない、それで問題がないというところでございまして。

ただ、現在のように上流にダムの貯水池がある、水がめがあるという状況のもとでは、洪水のおそれがある状況、要するにダムの貯留水がずつと減ってきたという状況のもとで、そのダムの貯留水を今後どう使っていくかということが非常

に大きな調整の眼目になってまいります。そういう意味合いで、現行の洪水になってから洪水調整に入るというのではなしに、洪水のおそれがある段階から洪水調整に入ることが大変大事だというふうに考えておるところでございまして。

そういう観点に立ちまして、利水者の皆さん方には、洪水のおそれのある段階から洪水調整にお入りいただく、また河川管理者の方では、そういうおそれが生じた場合に遅滞なく河川情報をお伝えをしていく、的確に情報提供していくという努力を負うという形の法改正をお願いいたしております。

あわせて、ある意味では、先ほど来議論が出ております分水嶺を越えたような、そういう水を融通をするというような場合に、渇水時の特例として一時使用のなような形で水のやりとりを際して、水利権の処分を簡略化する、水融通をよりやりやすくなる、そういう観点に立つての手続の変更もお願いをいたしておるところでございまして。

○増田委員 次に、水利権の一時使用についてであります。河川管理者の承認があればオーケーとされております。普通、洪水調整するときは、水利使用者間の話し合いで行われますが、このような水利使用者間の話し合いは今後どうなるのか、新たに規制を加えることになるのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○尾田政府委員 ただいまお尋ねの例えば利根川等で現在行われております自分の水利権の範囲の中で洪水に際して自分たちの水の取水量を減らし、お互いに調整をした上で減らしていく、そういう場合にございましては、何ら水利権上の手続を要しません。

ここで水融通のための水利権処分の簡略化を考えておりますのは、例えば流域をまたがって、こちらの流域では水がある、こちらの流域では渇水になっているという場合、こちらの水の水利権をお持ちの方が、自分の水利権の枠の中ではあるけれども、その一部をこちらの方に回す、そういう

場合でございます。そういう場合におきましては、こちらの水が豊富にある水系でそういうことを行つても、自分の水利権の範囲の中でございまして、他の水利権者の支障にはならない。そういうことにかんがみまして、そういう水融通についての手続の簡略化が図れるということ、より渾水時においてのいろいろな対応がとれやすいように、そういう手続の一環として考えたところでございます。

○増田委員 水利使用の許可が不要となることは理解をしましたが、そうすると、許可が承認、こういうことになっただけで、こう言うことと変ですが、水使用者にとつてみれば、手続の手間は何も変わらないのか、これによつて本当に簡単に水の融通ができるようになるのか、問題は将来残らないか、残ることが考えられれば、それでいいのか、この辺はいいがでしよう。

○尾田政府委員 今回の手続の簡素化において考へておりますのは、従前のといひますか、普通の水利権の処分に際しましては、他の水利使用者等の同意を要する、あるいは関係行政機関の長との協議、あるいは関係都道府県知事の意見聴取ということが必要になることになっておるわけでございます。先ほども申しましたが、その水を融通される水使用者の与えられた水利権の量の中でそういう融通をされるという場合には、下流の水使用者に悪影響を及ぼさないということでございますので、こういう手続について簡素化を図つても、下流の他の水使用者に御迷惑をかけることはい、そういうことで簡素化を考へておるものでございませう。

○増田委員 紙が来まして、時間のようですからこれでもう結びますが、近年の渾水が、平成六年の大渾水を初めとして、その深刻さの度合いがさらに高まつておると私は心配をしております。これらへの対応については、ダム建設と並んで、水の有効利用あるいは水利使用の合理化、もちろん環境等を考えれば、下水道から始まつて今度目的改正になった環境への配慮等いろいろ考え合わせな

がら、大切な今大きな分かれ道だと私は思つています。

だれかがしつかりと水の問題をとらえぬと、初めに警鐘を鳴らしたように、この国は恐らく二〇一〇年前後に水は大変なことになつてしまふだろうということが私は頭から離れません。

したがつて、先ほど大臣から力強い答弁をいただきました。これで、大臣は優秀な方だから国家の中核として方々で御活躍なさるでしようけれども、水の問題だけはどこへ行つても大臣に頭の中へたたき込んでもらつて、この国の水、この国の水ということでもう再認識をいただきたい。その辺の御決意だけ承つて、終わりにしたいと思います。

○亀井国務大臣 大変な御見識に基づく御質問をいただき、大変な御指導を賜りました。我々は、拳々服膺しながら、全力を挙げて取り組んでまいります。

○増田委員 ありがとうございます。

○市川委員長 午後一時二十分より委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時二十九分休憩

午後一時二十三分開議

○市川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。石井敏基君。

○石井(敏)委員 まず私は、建設省が川について大変な大きな権限を持つておるということ、これまた建設省だけであるという点、いろいろ考へていくと、川というものは一体これは何なのかという思いがするわけですが、最初にこれは大臣に、建設大臣として、川とは何ぞやという話を聞きたいと思ひます。

○亀井国務大臣 しようばなから何か御問答みたいな質問をされますが、川とはやはり川じゃないですか。

○石井(敏)委員 カワというのは、面の皮とかいろいろカワがありますが、川というのは本当に、何というか、いろいろ昔を思い出したり、いろいろなロマンチックな思いがあったりするものでありまして、世界じゅうにいろいろな歌だとか小説だとか絵画だとかがありますね。日本にもいろいろあります。こういうのがあるのです。

知らず 知らず 歩いて来た

細く長い この道

振り返れば 遙か遠く

故郷が見える

でこぼこ道や

曲がりくねつた道

地図さえない

それもまた人生

ああ 川の流れるように

ゆるやかに

いくつも時代は過ぎて

ああ 川の流れるように

とめどなく

こういうのがあるわけですが、これは川の歌なのかあるいは人生の歌なのか、あるいはそれとも世の中、社会の歌なのか。私は、恐らくこれは全部だと思ふのです。

突然河川審議会の答申に入りますが、こういうふうにしてはなかなか立派な報告書が出ております。

水は、水の惑星である地球の表面の海・大気・

陸の三層を太陽エネルギーと重力により循環している。陸にふつた降水は、流域を流れる地表水や地中へ浸透して地下水となり最終的には海へ流れ込む。河川は地表水が流れる最も基本的な経路であり、生物の一員たる人間にとつても河川とその流れは何ものにも代え難い存在であるというわけだ。

川というのは、山間部の森林だとか、あるいは地中からの湧水などからミネラルなどの養分を取り出して、そしてそれを含んで、雨などを集めて

流れをつくつて、そしてその過程でさまざまな出来事が起こり、雨なども集めて、そしてプランクトンだとか小魚などの動植物を殖して、またその中にいろいろ生き残り死んだりということがあり、魚や鳥や動物をはぐくんでいく。そして地下に浸透し、大地に流出し、そして大地には平野とか森をつくる。生も死もみ込みながら大海に大変な養分を注ぎ込む。そして海の営みへと転化する。

そういうふう川について思ひますと、川は自然そのものであると同時に生命そのものであるわけでありまして、循環する生態系の母胎とも、あるいは血管とも言えると思うのです。そういう意味で、人類の文化とか風土、歴史、川というのはこれの心の源泉であり続けてきたわけであります。

さて、これから先はちよつと次元がまた落ちるわけでありまして、このような何物にもかへがたい宝物を預かる預かり手が、建設省であつたのかぬというわけじゃないのですが、建設省ひとりであるということは一体何ぞや、どういうことか。

川はどういうものかということを、そうしたら今度は、建設省の河川局長、いいますか、建設省の河川局長はどういうふうにいるのか、そこでどう一回答えてもらいたいと思ひます。

○尾田政府委員 私が川をどうとらえているか、こういうことでございまして、ただいま先生おっしゃいましたとおり、大きな水循環系、太陽エネルギー源として、大洋、これは海の方でございまして、そこをある意味での貯留槽にして、大きな循環をしている。そういう大きな循環系の中で、たまたま地表に降つた雨が流れ込んで海に至るまでの間をつなぐ、そういう役割をしていゐるのだというふうに思ひます。また人間とかかわりで申しますと、流域における人間のいろいろな活動の結果がすべて川にあらわれているというふうな受けとめております。

そういう意味合いで、まさに河川の水質を調べ

ることによって、流域でのいろいろな活動が如実にその水質としてあらわれてきているというふう

に思っております。そして、何よりもまず、人間にとつて、自分の心のふるさと、特に日本人にとつては自分の風土を形成している中で一番大きな一つのファクターだ

というふうに思っております。日本の川の状況が変わるといいますか、そういうことになれば、古来のいろいろな日本の文字そのものもなかなか理解できなくなる。きょうの午前中の審議でも大和における川の議論がございましたが、万葉集を初めとするいろいろな文学についても、河川の持つておるそういう景観そのものも非常に大きな役割を果たしているというふう

に考えております。○石井(純)委員 いつになく河川局長が、やはり河川は鉱物であるという話ではなくて、大分トーンの変つた話をされましたが、要するに、建設省だけが河川を管理し支配権を持つていているということは、建設省というのはいま河川局長がいみじくも言われたように、山と海との間をつなぐそういうものである。それはいろいろおっしゃつていましたけれども、やはりこれは、私は、自然の、あるいは地球上にある一体のもので、河川だけを取り出してどうこうということできないものが河川だというふうに思うわけで、そのことが、いみじくもこの答申の中にもこのように書いてある。

荒廃山地からの流出土砂による渓流河道部での堆積や山腹崩壊、地すべり、土石流による災害発生の問題、一部地域におけるダム貯水池の著しい堆砂によるダムの機能低下等の問題が、また、平野部や河口・海岸部では、河床低下、河口閉塞、海岸線の後退等の問題が発生している。

これまでの土砂対策は、それぞれの領域内でそれぞれの目的に従い、個別になされてきたところであるが、このような個別の対応では問題の根本的な解決には至らない。

というふうに書いてあるところをどのように建設省では受け取ったのか知りませんが、どうも、今回の建設省の改正案の中には、このような趣旨が反映されているようにはどうしても思えない。まさに、ここに書いてあることは、私も民主党の案にこそ反映されているのではないかとこのように思うわけであります。

そして、建設省がこうやって一元的に支配的に河川を管理するということは、これは一方には環境庁などというものがあるわけでありまして、世界的に見ても河川を建設省が管理しているというようなところはないわけでありまして、いわば概念的には環境と対極にあるような、環境に手を加えて造作物をつくる、建設省はどちらかといえはそういうタイプだとすれば対極にあるわけでありますから、このところはやはり建設省だけではまずいのかという気がするわけですね。

そこで、今回のこの改正案において、例えば河川整備基本方針だとか河川整備計画だとか、こういったものの作成に関しては、審議会の意見を聞くとかあるいは管理者が必要があると認めることのみ意見を聞くとか、そういうふうになっておつて、これは従来とこの点ちつとも前進していない。

さらにまた、従来と変わるところはどこかといえは、「環境の整備と保全」という文句が入つたという程度のことだ。しかし、その裏づけとなる、どうして環境の整備と保全というものを保障していくかということの措置は、これは全く入つてない。

整備計画を定めたときは公表するというふうになつてはいるけれども、これは定められた後の話でありますし、しかも、情報の公開等についてはこの際もやはり公表されない。住民の利害関係者だとかあるいは専門家だとか、直接的なそうした意思の反映というものはやはり保障されていないわけであります。

こういう点で、私は、むしろ環境等々の文言をここに入れたということは、一体どこに意図がある

のかと疑わざるを得ないわけであります。

先日の第九次治水五十年計画では、七兆円もふえて二十四兆円も治水治水に金をかける。そ

うだとすれば、むしろダム建設をどんどん進めるために環境などの言葉をに入れておいた方がやりやすいというふうにもさえると思わざるを得ないというわけですね。私は、この狭い日本にもうこれ以上

ダムをつくるべきじゃないと思つておるわけですね。それは後ほど申し上げたいと思つています。しかし、恐らく建設省の立場からいえば、確かに川というものは洪水をもたらす。川は生き物です

から、それははんらんもしますよ。洪水から人々を守らな

きやならぬから、それでここに建設省の事業が必要なんだ。しかし、建設省がやる場合には、やはりこれは鉄とコンクリートでダムをつくつて、そして堤防で護岸を固めて三面張り

などのそうした川にしてしまふ、現にこのようにしてきたわけであり

ます。その結果、川がどうなつてきたのか。これは、川の上流と下流、あるいは真ん中もあちこちが寸断されて、そして土砂が流れなくなつてしまふ。魚が上、下の移動ができなくなつてしまふ。水が浸透しなくなる。したがつて、生態系が破壊されて、川そのものが死んでしまふ。この間には無数の発電用のダムあるいは利水用のダム等があつて、特に発電用のダムの場合には別の導管で引きますから、川から水さえもなくなつてしまふという事態をもたらし

ておるわけであります。そして、そうしたダムに一方ではたまつて、しかもダムは堆砂でもつて底がずつと上がつてきてしまつて、そして水がながいはずから、これは流れませんから、そのダムの水は腐つてしまふ。そして、それを横から発電用の導水管で流していくわけですが、それがまた再び川に戻つてきたときには、もう完全にそこには魚もいない、植物もない、全く普通の川のようにジャボジャボとかボシヤボシヤとかバシバシヤという音が立たない。無言の川の流

れに、まあ水がないのですから川の流れてと言

えるかどうか知らないけれども、せせらぎのようなものになつてしまふわけであり

ます。こういうふう

に、川を無機質な排水路の状態にしてきた。そのことを私は、幾つかの河川に行つて現に見てまいりました。その前に、そういうふうな状態になつてい

るということを審議会の答申に書いてありますね。『治水・利水事業を緊急かつ効率的に推進した結果、環境への配慮が足りなかつた』あるいは『ダムや堰が設置されて上下流方向の環境の連続性が損なわれてきた河川もある』。流域における開発の進展や河川の改修整備により生物の多様な生息・生育環境が減少しつ

わたって延々と築かれていた。そこに全然水が流れていない。それを見ると、もう本当に墓場を見ようかと思いがします。

そしてもう一方には、今度はその下には四国電力の発電所のダムがありまして、その発電所のダムの水は腐ってあって、そこからちよるちよると落ちていく水が少なくて、そしてその下の、今度は砂漠のようなものではなくて、もっと大きいごつごつした黒い石が一面覆っているというか、延々と続いているわけです。それを見ると、地獄絵を見るような気がして、思わず物が言えなくなってしまう、そういう思いに駆られるのです。

これが、ただ単に細川内のある那賀川だけではない、その反対側、高知の方へ流れている物部川というのにも似たり寄ったりの状況です。あるいはまた、全国そうした川が幾つあるかわからない状態です。

こうした事態を招いてきた。確かに、これは洪水を守るうとしてやってきたのだらうけれども、しかし、結果としてそのようになってきていて、このことは、私たちは大いに過去を振り返って、これまでのやり方がこれでよかったのか、将来の子供たちの世にこのまま続けていいの、将来のどうしようかということを考え直さなければならぬ。そして、私は、今、日本全国で一体ダムというものがあるのかということをお尋ねしたいと思ひます。ダムには、発電用の電力会社が持っているダムや、あるいは水資源公団が持っているダムや県が持っているダムやいろいろあるのですが、ひっくり返って幾つありますか。

○尾田政府委員 ただいま先生お尋ねの全国のダムの数が幾つかということですが、平成七年度末現在で完成しているダム、これは高さ十五メートル以上のダムでございまして、これには、かんがい用の施設から発電用等すべてのダムをひっくり返してございまして、二千六百四十四個でございます。

○石井(勉)委員 全国に二千六百四十四個

それを、先日資料をいただいた、川の長い順に上位十の川だけとて、それぞれ幾つあるかというのを示してもらったのですが、これを見ますと、例えば信濃川は七十六、木曾川七十七、石狩川六十七、北上川や最上川が三十八、阿賀野川が四十三、こういうような状態です。

一つの川の流域に七十六もダムがある。よくくりもつくったものだと思ふのですが、しかもこれは建設省がつくったものが全部ではないわけでありまして。勝手なところ、勝手なところと言つては悪いけれども、いろいろなところがつくつていくわけですね。その一つは水資源公団。

水資源公団のダムは何個ありますか。

○振井政府委員 水資源開発公団がこれまでに建設したダムの数は、矢木沢ダム、これは利根川水系でございまして、(石井)委員、数だけではないです、と呼ぶ完成したダムが二十二です。それから、現在建設中のダムが十三。それから実施計画中のダムが二。

○石井(勉)委員 水資源公団は財政投融資等の借り入れの残高、一兆五千億ぐらいありますね。こういうダムを水資源公団がつくる。水道等の水というのは大体都道府県が、地方公共団体が供給しているわけですが、何で水資源公団はこんなにかいた事業をやさなければならないわけですか、こういうことをやることによって大変なコストもかかってくるから水代がえらい高いものになつてしまふということがあるのです。これは後でまた申し上げますが……

ところで、水資源公団にはいろいろな事業を隨意契約で発注している、これはついでに申し上げるのですが、発注している企業があるのではないのでしょうか。水の友という会社について、これの役員数とか役員の内訳、出身母体といいますが、それをちよと教えてください。

○振井政府委員 隨意契約をやっているものにつきましては、これは一種の契約方式でございまして、水の友社だけではございせん。また、水の友社は、一般の民間一企業でございまして。私どもが現在聞き及んでいることで申し上げますと、水の友社の役員数は十四、うち非常勤が五名、そのうち役員は十四、うち非常勤が二名、その他官庁者一名、それから公団出身者十一名というのを聞いております。

○石井(勉)委員 役員数が十四名で、十四名のうち、そうすると十四名ともこれは国土庁なりあるいは公団なり、その他官庁の出身者ということですね。

これについて、後ほど結構ですので、経営の規模とか経常利益とか、あるいは資産額とか、あるいは、これは結局役所から行つていく方々ですから、これらの年俸とか、そうしたものについて資料をいただきたいと思います。どうせ返事はいい返事が出ないんでしよう。ちよと一言、イエスかノーか。

○振井政府委員 先ほど申し上げましたように、民間の一企業でございまして、得られる中身が限られるかと思ひますけれども、わかる範囲でお知らせしたいと思います。

○石井(勉)委員 とりあへずきょうはその答弁で結構でございまして。

それからまた、ダムをつくっているもう一つの、あれは電源開発、電源開発というのは財政投融資の借り入れの累計額は二兆七千七百億あります。それから、これまで補助金や交付金で予算から出してきた累計は一千億ぐらいですね。この電源開発の持っているダムの数、運用中のもの、建設中のもの、計画中のもの、それから同時に、この電源開発の電源の種類別といいますが、火力発電が何割とか、水力が幾らとかについても数字を出してくれませんか。

○真木説明員 電源開発株式会社の所有しております既設のダムの数でございまして、平成七年度末現在で五十七ございまして、それから、建設中のダムでございまして、四ダム、また計画の中には二ダムでございまして。

また、電源構成でございまして、これは日本全体の電源構成ということで御説明させていただきますが、水力につきましては全体の約二〇%、火力につきましては五九%、原子力がまた約二〇%というような構成になっております。

○石井(勉)委員 そうすると、ダムの数というのは、これは多目的ダムに加わっているというふうなものも入っているんですか。

○真木説明員 先ほどお答えをいたしました電源開発株式会社のダムについては、電源開発株式会社が建設したダムでございまして。

○石井(勉)委員 それ以外に、だから、多目的ダムの電源部分に算入しているとか、そういうのはあるんですか。ないですか。

○真木説明員 電源開発株式会社に限らず、電気事業者独自で発電専用ダムをつくつたり、あるいは他の事業者がつくりますダムに発電用として参加をする場合がございまして、その数字で申し上げますと、既設のダム、これはやはり平成七年度末現在でございまして、全体で六百二十九ございまして、そのうち発電専用が三百九十一ございまして、残りが共同事業、こういうものでございまして。

○石井(勉)委員 それから、種類別の割合を見ると、水力というのは二〇%というわけですから、五分の一の割合しか持っていないわけですね。だから、恐らくかなりこれは効率が悪いんじゃないかと思ふんですね、この発電所というのは、ということですね。

そこで、この今の治水事業というのは、大体十年に一度ぐらいに起こる洪水を防ぐということをやつてきている。これを三十年間大体やってきているわけですね。最終的な目標は、百かどうか知らぬけれども、百年に一度の洪水を防ぐというのが目標だといふわけですね。そうしますと、せんだつての治山治水の緊急措置法の中にもありましたが、結局は、こういう調子で、いつまでかれば完全に洪水を防げるのかということが全然わからない。こ

の節も私闘いたんだけれども、これはわからな
い。つまり、今のやり方では、洪水というものを、
つまり水を河道に押し込んでしまふということが
すべてだということをやっているわけですから、
これは不可能なんですよ。不可能だということ
を、今申し上げたことでも、これはあらわしてい
るわけです。

そこで、むしろ、先ほど申し上げましたよう
に、堆砂がずつと起こってきたり、例えば木頭村
で、さつき申し上げました細川内ダムなんかも、
大臣、先ほど写真をお渡ししましたけれども、三
十年前ぐらいにできた橋があるんですよ。物すご
く、川に建った橋ですから、橋脚の長さが長いん
ですね。その長い、どのくらいありますかね、あ
れは、その三分の二近くがもう堆砂で、砂で埋ま
っちゃっているんですよ。このほんの二、三十年
の間にそれほど砂がたまってくるわけですよ。

こういうふうになつてくると、しかも森の方は
水を吸収しにくくなつて、これも後で申し上げ
ますが、そうすると、どつと来た水が、これま
たがけも山も崩れやすくなつて、その水がだ
つと下まで流れていきませんから、結局、今度は
下流だけじゃなくて、上流部や中流部でもはん
らんを起しやすいうふうになつてくるわけ
ですね。

この点で、河川審議会も実は述べているん
ですよ。「流域の保水・遊水機能が失われたため、洪水
時の河川流量の増大を招き、水害の危険性を増大
させた。また、丘陵・山地の開発に伴い、土石流
地すべり、がけ崩れなどの土砂災害のポテンシ
ヤルが急速に増大した。」というふうになつてい
るわけですね。

つまり、建設省の今までのようなやり方でや
れば、洪水の大規模な災害が起こる可能性
が高まるんだということを言っているわけ
ですよ。これは建設省の諮問機関だから、その露骨に
は言えないもんだから、若干遠回しに言っている
ようなところもあるわけですがね。
そもそも太古の昔から、川の下流は、そのはん

らんによつて沖積平野ができる、何年かに一度や
つてくる洪水というものが養分をもたらして、土地
に潤いを与えてよみがえらせる。だから、人々は
川をふさぐという方法ではなくて、洪水があふれ
てくるということを前提にした治水の手だてをと
ってきた。そのこともこの答申に書いてありま
す。

江戸時代から明治の初めぐらいにかけて、地先
の田畑及び集落を水害から守るため、左右岸や上
下流であつて堤防の高さを変えたりとか、堤防をこ
つち側は低いまゝにしておいてこつち側だけ上げ
ておくとか、そうすると、こつちの集落のある方
には水が行かないで田畑のある方に行くとか、あ
るいは地先の重要度や地形等の自然特性に対応し
た治水方式がとられていた。

はんらん水が集落に流入しないように堤防を川
沿いではなくて集落の方の近くに設けていたり、
あらかじめ洪水を越水させる場所に水防林をつ
つたり、要するに、水防林を集落に近い方につ
つたり、はんらん水の流動をそぐ、そういう工夫
をいろいろとしていたということはいろいろなと
ころでも言われておりますが、この審議会の答申
の中にも書いてある。

つまり、むしろ洪水というものを迎える、そも
そも本来は迎え入れるという、そういう構えをと
ってきたというふうに思えるわけでありま

す。しかし、今、産業の発展と人口の増加あるいは
交通の発達などに直面して、私たちはそういう平
野地帯にもずつと家が密集したりなんかしてき
たわけですね。だから、そこでやったことは、川と
いうものを自然というものから切り離して、川は
川だ、川は鉱物だ、これは手を加える対象だとい
うことにして、むしろ魚なんかも自然の魚を泳が
すのではなくて放流した魚で魚釣りをやらせた
り、そういうふうな文明社会の道具にしてきた。

川を切り刻んでしまつて、あちこち護岸をつ
つたりいろいろやって、そして場合によつたら蛇
行しているこういうきれいな川を直線にしてしま
つたり、釧路川なんというのはきれいなことにな

てしまつていますね。そういうふうにして建造物
として扱ってきた。しかし我々は、そのようなこ
とを続けていくということはできないことで、
それは自覚行為になるからですね。

アメリカとかヨーロッパの諸国では、既にダム
建設についての、ダムそのものをつくるというこ
とについて見直そうじゃないかという動きが起
つてきているというところを建設省の皆さんはど
れほど御存じか。

例えば、アメリカの内務省で、開墾局というの
です。アメリカは、これの前総裁のダニエル・
ピアードさん、例えばエルワールダムとかグラ
インズキャニオンダム、こういったダムを取り壊
そうじゃないかというふうなことを言い出して
る。なぜか。財政効率上非常に採算がとれない、
それから社会的な支援、コンセンサスが得られな
い、治山治水の代替の措置、手だてというものが
可能になつてきた、こういうふうな理由を挙げ
て、ダムをむしろ壊そうじゃないかというふう
になつてきている。

イギリスなんかの場合にも、水法というものの
制定を八九年にしました。そして、環境の管理とい
うことは全国河川公社という権威のあるそういう機
関に厳重にしろとらつて、それを除いた水関係の
事業についてはむしろ民間の水事業会社に移管を
した。

あるいはドイツの場合には、これは西ドイツと
東ドイツが合併した後の話ですが、西ドイツの
人々としても東ドイツのいいものはいらないとし
て取り入れていくということ、環境保護のシ
ステムを取り入れた。このことによつてわざわざ
憲法の改正まで行つた。

この憲法、ドイツ連邦共和国基本法第二十条
a というのは、これは五十嵐敬喜さんという法政大
学の教授が紹介しておりますけれども、「国は将
来世代に対する責任を果たすという観点から」「自
然の生存基盤を保護する」このように明記をし
まして、環境を守るための憲法改正を行つた。それ
を受けて各州が、ヘッセン州など他の州が水

法を定めて、河川の再自然化、こういうことに取
り組み始めています。

それで、ドイツの場合、この水法に従つて流域
委員会というものを、私たちの民主党の法案も本来
は流域全体をカバーする発想に立っているわけ
です。そして河川管理者というの、市町村長とか
大臣とかというよりも、もつと住民参加で、情報
公開でやるというふうなこともありますが、現行法との
整合性というふうなこともありますが、水系委員
会という名称をとっているわけでありまして、ド
イツの場合、この水法の改正でもつて、流域委員
会というものが水資源の管理に関する基本計画と
いうものを策定するということが義務づけられ
た。それで、国のレベルでは、環境省というもの
が環境の立場からこれを監視しているという形を
とっているわけです。

日本の場合には何から何まで水系一貫主義で建
設省がやるということになつてきているわけであり
ます。

そして、私たちは、こうして諸外国の実情等も
あわせて見まわりますと、自然というものを壊し
てきた、しかもよく考えてみれば、悪いことはあ
るけれども、いいことは余りない、こういうダム
の政策というものをやはりそろそろ見直して、本
来の水循環とか生態系というものを取り戻そうじ
やないか、こういうふうな思ふわけですね。

そのためには、ただ単に川だけ見ていたのでは
川を見たことにならない、それだけでは川をよみ
がえらせることはできない。川に注ぐ水というの
は、先ほど来申し上げているように、山や森から
集まつてくる。洪水も山や森から発するわけであ
りますから、やはり山も海も、そして世の中もよ
く見ながら取り組んでいかなければならぬ。

建設省の皆さん、じつと聞いてくださつており
ますけれども、この答申を解説しているような話
なんですよ、私の話は。
そこで、林野庁に聞きたいのですが、大体、山
とか森とかいうものは水を含ませることが重要
な役割になるわけですが、水を含んでいるというこ

とが。そうすると、腐葉層があると保水能力が高いのじゃないかと思うのです。だから、むしろ杉だとかヒノキだとかそういったもの、いろいろな山へ行ってみると、本当は、私なんかの小さいころは、田舎へ行きますと、杉とかヒノキを植えるのは、子供のころのことだからよく間隔をわたりませんけれども、やはり一メートルか三メートルそれぞれ離して植えているのです。整然と縦横に並んでいる。

ところが、今行って見てみると、雑然としていて、もう密集しているわけですね。だから、針葉樹だから葉は落ちませんし、しかも下草も生えないうえで、下には小さい木も生えてこない。したがって、葉っぱも積もっていかないので腐葉層というものができない。そういうところにはやはり大きな問題がある、あるいは根の張り方とか。そういうふうにいる人にも私も聞いたりして思っているわけですが、林野庁、違いますか。

○安井説明員 森林の保水力についての尋ねであらうかと思えます。

森林の保水力は、主として土壌のすき間に雨水等を貯留いたしまして、この働きによってそのような能力を発揮しておるといってございまして、一般に土壌のすき間の形成のされ方でもございまして、樹種によって異なるというよりも、地形の差やもとの土壌の、土壌形の差などによって、このような立地環境によって大きく影響されるというふうな考えられておるところでございまして。

しかしながら、御指摘のように、森林の手入れが十分になされない場合には、下層植生が十分に発達せず、土壌の流出等によりましてすき間を多く含む表土層が薄くなりまして水源涵養機能の低下をもたらすというふうな言われておりまして、良質な水の安定的な供給を確保するという観点から、森林を適切に整備することが重要であらうというふうな考えられております。

具体的には、複層林施業でありますとか、あるいは針葉樹、広葉樹の混交したような林相をつくる

ような施業、あるいは間伐等を積極的に推進しまして、活力ある健全な森林の整備を推進していく、これが重要であらうというふうな考えているところでございまして。

○石井(註)委員 ほぼ私が申し上げたようなことだと思えますが、やはり林野庁も、そういう林野をきちっと、洪水ということも視野に入れたがら林野の整備を図る、建設省も、そうした林野庁、環境庁とやはり密接な連携をとって、そして河川というものを一体でもつとらえていく、守っていくというのをやるべきだというふうに思っています。

それから、きのうですか、環境アセスの、環境影響評価法というのが衆議院を通ったわけでありますが、ここにはスクリーニングだとかスコーピングだとかいろいろ新たな環境評価の手法というものを取り入れられていると思います。

これとダムの建設についての関係を伺いたいわけですが、どういうふうになりますでしょうか、環境庁。

○高部説明員 ダムにつきましては、これまで閣議決定要綱というのに基づきましてアセスメントが行われてきたところでございまして、環境影響評価法案におきまして、一定規模以上のダムが対象事業となるということになります。

それで、現行の閣議アセスと比べてまして手続面でどのように変わるかという点でございまして、今お話ございましたように、第一番目にスクリーニング手続というところを入れることになっておりまして、一定規模以下の事業規模のものにつきましては、地域の環境状況等に応じましてアセスメントを実施するかどうかの判定を行う手続というのが加わるところでございます。

二番目に、スコーピング手続というものを導入することになっておりまして、事業者が調査等の開始に際しまして環境影響評価方法書を作成いたします。一般の方々とか地方公共団体の意見を聞きまして、調査等の項目や手法を決定するといった手続を行うこととなります。

それから、三点目でございますが、環境庁長官が免許等を行う者に対して、みずからの判断により必要に応じて意見を述べることができるようになっておりまして、これまで以上に環境保全に万全を期することができるようではないかと考えております。

第四に、これまで行政指導によっておりましたので、環境影響評価の結果を許可等に反映させることに限界があったところでございまして、法律でいわゆる横断事項というものを規定することによりまして、事業にかかわる許可等を定める法律に環境の保全の観点が含まれていないような場合にも、環境影響評価の結果を許可等に確実に反映させることができるようになります。

このほかにも、事後のフォローアップ措置の導入でございまして、環境基本法に対応した評価の充実でございまして、環境庁長官等の意見を踏まえて評価書を補正する仕組みを創設するといったものもございまして、これまでの制度からより以上充実した環境影響評価が行われることになり、かように考えております。

○石井(註)委員 そうしますと、要するに、整備計画、ダムの実施計画あるいは基本計画、その前にもアセスを行うということではないですか。

それからまた、そのアセスの際の評価基準といいますが、項目とか基準というものは、これは環境庁のイニシアチブ、環境庁の方でこれは出す、そして実行段階においても同様に、環境庁長官の主体的なあるいは能動的なイニシアチブというものが発揮されるということですか、それでいいですか。

○高部説明員 具体的にアセスメントを行うタイミングでございまして、個別の事業の具体的なアセスメントの手続に入ります際に、スコーピング手続というものが導入されるということになります。

それから、評価の項目等でございますけれども、具体的には技術指針等で定められることになってございまして、この業種横断的な基本事項

というのを関係省庁と協議いたしまして、環境庁が定めることになっております。これに基づいて技術指針が定められるということになってございまして、それから、技術指針そのものは主務大臣が定めることになってございまして、環境庁長官にも協議するという形になってございまして、このような協議等を通じて、環境庁としても適切に役割を果たしていきたいと考えております。

それから、個別具体的な案件につきましても、これまで主務大臣の求めに応じて意見を述べるということができないという形になってございしましたが、これからは必要に応じて意見を述べるということができるようになります。

○石井(註)委員 次に、会計検査院に伺いたいのですが、会計検査院は、ダムの建設について過去幾つか指摘をしてこられましたけれども、細川内ダム、矢作川河口堰、八ッ場ダム、思川開発事業、小川原湖総合開発事業の六つについて指摘をした。そのうち、それ以前にも指摘をしていたのは矢作川河口堰建設事業、愛知県、それから八ッ場ダム建設事業、これについてはもう二度にわたって指摘をしている。

つまり、地域住民の意見を十分考慮しない、その上で事業の総合的な調整を図るべしと。八ッ場ダムにおいても同様に、地元関係者の理解を得るようにならなければならない、盛んに地元の理解をと。細川内ダムや矢作ダムにおいても、関係諸機関と協議を重ねるとともに地域住民の意見を十分考慮し、総合的な調整を図るべし、こういうふうな言っているわけですね。このとおりでよろしいですか、イエスかノーかで結構です。

○太田会計検査院説明員 平成六年度の検査報告掲載事項につきましては、先生おっしゃるとおりでございまして。

○石井(註)委員 はい、ありがとうございます。そこで、ダム審議委員会についてお尋ねをした

ダム審議委員会というのは、これはそもそもどうしてできたかという、二年くらい前に、これは建設大臣が野坂建設大臣のときで、大規模公共事業は透明性と客観性が重要であるから、基本計画ができてから長期間たっているもの、こういったものについて審議委員会を設けて検討しよう、見直しをしようというのか検討しようというのかはつきりしませんが、そういうことでつくれた。

最近まで、これが全部で十二ですかね、そのうちの九つは意見書が出た。五つはおおむね妥当であるという意見、四つについては中断をしているか大幅変更を求められているか、かなりネガティブな答申であるということであり、基本的に、このダム審の答申、意見というものは当然尊重されていくということです。

〇尾田政府委員 たいいとお尋ねのダム等事業審議委員会についてでございますが、御指摘のとおり平成七年七月から試行、試みの行いということで実施をいたしておるものでございまして……(石井)委員 尊重するかしらないかということだけと呼ぶはいい。

現在、十三のうち、細川内ダムで設置ができておらないわけですが、十二が設置をされまして、御指摘のとおり九ダム、九事業で中間的なものもひっくるめて答申が出ておるところでございます。

出された意見については、尊重をして今まで対応してきておるところでございます。

〇石井(基)委員 もともとダムの建設を推進しようというこの線上でダム審ができたわけでありまして、ダムをつくるのは嫌だと言っている現地の地域、あるいは公共団体に、これはどうするものか、そういうものは、現地が嫌だと言っているものは、やはりダム審ができた趣旨からいって、これは推進するというわけにはいかないのじゃないかと思うのです。

それからまた、透明性と客観性というわけでありますが、そういう意味においても、やはり地域

の意向というものを十分尊重をすべきだと思います。

時間がなから答弁は結構ですが、そこで細川内ダムの問題に移りますが、細川内ダムというのは、まさしく今言われたように、ダム審に村長さんが参加をしないということで拒否をずっと二年間近くしてきているところでありまして、木頭村ですね、この村会は十人で構成されておりまして、そのうちの八人が明確なダム建設反対。

先日、四月に村長の選挙が行われたけれども、これは村会として現村長を無投票で選出した。同時に補欠選挙も行われたけれども、賛成派、反対派で、若干の賛成派もいるようでありまして、出たようですが、明確に反対を打ち上げている方が圧倒的に勝利をしたということになります。

これは、私もこの連休で行ってまいりましたけれども、地形的にも非常に、きつき申し上げた、基場のような水が流れていないダムがあつたりして、川幅も狭い。石灰質の地盤でありますから、川がうんと深いところをもととは流れていたのですね。ですから細いのです。そういうところへだあつと流れてきたら、これはたちまちにしてあの村は、結局人口は二千人ぐらいいかないのですが、大変な被害が起こることは明らかである。

こういう中で、しかも水も、これは下流の地域ではもう需要が下降きみになっているというわけでありまして、何としてもこれを強引に今後とも進めるということはできない、すべきではないというふうに思うのですが、建設大臣、率直に申し上げまして、場合によつたら私もお供させていただきますので、現地へ一回行ってみてください。

〇亀井国務大臣 細川内ダムの問題につきまして、予算委員会でもたびたび質問を受けて御答弁を申し上げておりますが、はつきり申し上げまして、地権者の方を含めて関係者が反対をされれば建設をしない、つくってくださいますとおっしゃればつくるという性格のものではないと私は思いま

す、基本的に。

やはり治水、利水等の観点から、公共のために、そうした地権者の方々、関係者の方々とうとうとした先祖伝来の土地等を含めて御提供を賜う、御協力をいただくという場合があると思うのです。粘り強くその必要性等について御説明を申し上げて御協力をお願いするということとは当然あつてしかるべきで、そこに住んでおられる方が反対されるからやめたということになつてまいります。私は、先ほど来委員のお話を聞いておりますが、非常に心配なのは、洪水の発生をどう防ぐのか。台風を制御するわけにもまいりません。集中豪雨を制御するわけにもまいりません。自然現象をどうやって制御していくか。問題は、そういうことが、自然現象が発生した場合、被害をどう最小限度に食い止めるかという問題だと思ふ、政治のやることは、行政のやることは。

そうした場合に、一切そうした努力をしないということではいかぬかですね。住んでいる人たちが洪水に苦しみ、濁水にあえぐ一方で、アユやフナがすいすいと泳いでいる、これは私はあるべき姿ではないと思ふます。

やはり環境を守りながら、また、愛着のある先祖伝来の土地に住みたいという、住んでずつというたいという方々、そういうお気持ち、そういうものを勘案しながら、どうしたら治水、利水がやれるかという、そういう選択をしていくわけであり

ます。

そういう意味で、反対をされておるからやりませんという、私は、無責任な態度をとるつもりはございません。細川内ダムについては、村長さんがダム審議会にも出ておいでにならない。住民の代表としてあるべき姿ではありません。堂々と出になって、治水、利水の問題を含めて堂々と意見を開陳をされるのが筋であつて、その点私は、村長さんの今の態度に対して強い反省を求めたいと思ふます。

今後これをどうするかについては、私は予算委員会でも当委員会でも申し上げたいと思ふます。

でも、いつまでも、牛のよだれのようにやるのかやらないのかわからないようなことを私はやるつもりはございません。

私も生まれましたのはダムの予定地でございまして。何十年間も——この間河川局長にやるのかやらないのかはつきりしろと言つたら、やりませんと言つたら、やらぬことにしておるわけでありまして、けれども、ダムの予定地にされて、子供の教育はどうするのか、将来の生活設計はどうするのか、そういう問題がある。道路が予定地だからということで整備されない、そんなことがあつてはならない。やるのであればきつちりと早急に始めて、やらないのであればやらないという結論を私は早く出すべきだというのが基本的な考え方であり

ます。

細川内ダムについては反対が強いから大臣がやめたなんということを私は言いたくない、はつきり申し上げまして、堂々と村長さんが意見を開陳をしていただいて、そうした中で知事、関係市町村が、ただその地域だけのことでなくて、下流を含めてその地域がみんな幸せになつていくにはどうしたらいいかということをみんなで考えてもらふ、そういう中で結論を出していくべきだと思ふ。反対しておればダムもできない、そんなことに私は屈するわけにはまいらない。

〇石井(基)委員 それは、反対をしているから進めるんだというそういう意味じゃないと思ふます。……(亀井国務大臣) 反対だから進めるべきと言つてはいるんじゃない、反対しているからやらないというわけにはいかない、と呼ぶことから、そこではもう下流でも水の需要も減つていっているところ、あるいはいろいろなダム建設による被害があるとかい

るような状況があるわけですから、何もエゴだけで反対しているわけじゃないわけですから、そこは総合的なやはり賢明な大臣の御判断をぜひお願いをしたい、そして大臣もこれからますます輝ける大臣になつていただきたい、こういうふうに思ふわけでございます。

〇市川委員長 石井(基)君に申し上げます。質疑

るいはまた節水というようなことを私たち社会の中で進めていく。

工業用水なんかは幾ら使っても料金が同じなんというのじゃ、使わなければあほらしいというようなことでありまして、至るところのダム審議会なんかでも、水の需要は横ばいしないし下降きみであるから、もう要らない。名古屋市でもどこでもそうです。

そういうような状態でありまして、私どもの主張は、環境のために水を犠牲にする、決してそういうようなものじゃないということを御理解いただきたいと思います。

○尾田政府委員 お答えを申し上げます。

まず、先ほどの大臣の答弁、私が聞かせていただいて受けとめましたのは、ダムサイトの地元的首長さん、議長さんが反対だから、そのことだけをもってダムをやらないということにはならない、こういう趣旨で答えになられたというふう

に受けとめております。

現に、細川内ダムにつきましても、下流の市長さん方あるいは商工会議所の皆さん等々から、このダムの必要性についてのお話もございまして、総合的に物考える必要があるのだから、ぜひダム審議会に出てきていただきたい、そういう趣旨であつたというふうに出ておられます。

まず本論の、河川環境をどう考えるかという議論でございまして、先ほど来議論が出ておりますとおり、我が国の河川は、ヨーロッパ、アメリカとはやはり基本的にその性格が違います。日本では、残念ながら、河川のはんらん域、もともと河川がつくった集積平野、国土の一〇％しかござい

ませんが、ここに人口の五割が集中し、資産の四分の三が集中しているわけでございます。

そういう中で、いかにして洪水の被害と闘うか。そして治水、先ほども申しましたが、首都圏のようなどころでは水をほとんど湯水面では使っているというふうな形でございまして、そういう中で、いかに安定的に水を確保していくか。そしてまた、河川の環境、これも先ほど来

議論が出ておりますとおり、我が日本にとって非常に大事な資源でございまして。河川の環境をいかに整備し、保全をしていくか。ここで整備と申しまして、必ずしもすぐ手を入れて何か事業をやるといふ趣旨ではございせんが、そういう三本柱でもって物考えていくということが大事だといふふうに出ておるところでございまして。

○川内委員 地元の首長さんというのは、地元のことを一番よくわかっていらっしゃると思うので、中央の役所というのは、自分たちの都合のいいときには、地元の人たちが要望しているか、地元の意向だということをおっしゃる。都合が悪くなると、地元の首長が反対しているが、治水、利水には必要だからやるんだ。

都合よくいろいろなおことをおっしゃるが、そうではなくて、ルールをきちんと決める必要があるんだと私は思うのですよ。私ども民主党の案で水系委員会というのがございまして、その中で、幅広い意見を集約してやっていく、みんなが納得する形でやっていくことだと思っております。

また、河川局長は、大変に狭い面積の中にいろいろなものが、人口や財産が集中している、被害が、洪水が起きたらどうするんだとおっしゃいます。しかし、洪水が起きないようにするために、では、山を切つてダムをつくらせて水をそこにためようという時代ではもうない。もっと新しい発想をしていきましようということをおっしゃる。申し上げておられるということでございます。

日本という国はモンスーンの気候で、大変に四季がはっきりとしているわけですが、春夏秋冬、すばらしい自然の環境がある。そういう中で、山々がゴルフ場になり、ダムがつくられ、日本の三十七万平方キロメートルの国土を、私たちは環境を守りましたと云つて次の時代に残すのか。それよりも、もっと連う環境の守り方、もっともつとすばらしいやり方があるのではないかということをお互いに考えていききたいというふうに思っております。

最後の質問でございまして。

今回の河川法の改正案では、やはり住民参加とか、あるいは情報の公開というものがキーワードになっております。民主党案については、この住民参加、情報公開が具体的にどのような形で実現をするのか、また、政府案では情報公開、住民参加がどのような形で実現をするのかということ、最後に御説明をいただいて終わりたいと思っておりますが、手短にお願いたします。

○細川委員 政治に対して住民が直接参加ができるという仕組みをつくらなければいかぬということは、これはかねてからの民主党の主張であります。これは、これはかねてからの民主党の主張である生活に密着した問題につきましては、その地域の住民の意見をよく聞くのは当然でございます。いはいはい、住民の皆さん方が政治に参加するあるいはいろいろな意思決定をするとしても、当然いろいろな情報をよく知らなければいけない。いろいろな情報をよく知つてからいろいろな意見も言わなければいけないということ、まず情報公開が大事だろつというふうに思っています。

そういう意味で、我が党では、一つは河川情報の公開というのを義務づけております。これは河川の水量とかあるいはダムの放水量、水質あるいは生物の状況など細かい情報がありますけれども、こういう情報を住民の方々がいつでも、どこでも、だれでも情報を知り得るように、例えばインターネットでいつでも情報が知れるように、そういうのををつくりたいというふうに考えております。

それからもう一つ、情報公開につきましては河川管理者、これは一級河川は建設大臣、二級河川は都道府県知事になるわけでありましてけれども、この管理者が水系管理基本方針あるいは水系管理計画、これらの案をつくつたときには必ず公告をし、そしてその縦覧をせよというふうなことをしななければいけないというふうに情報の公開を義務づけております。

そして、水系委員会というところでこの管理計画なんかについて議論をしますけれども、その水系委員会のいわゆる議論の資料とかあるいは議論の内容も、すべて公開をするように義務づけております。これが我が党の情報公開でございまして、その情報公開を前提に、住民参加もまた民主党案ではいろいろと規定をしております。それは、この水系管理方針あるいは管理計画、これらの案が出ましたときに、これが公告縦覧されますから、それに対して住民の人たちからききんと意見が言えるという制度をつくっております。

そして、水系委員会ではいろいろな議論をするときに公聴会を開催をいたしまして、その公聴会の中でいろいろな方々の意見を聞くということを我が民主党案の中では規定をしております。ございまして。こういう住民の参加のことは大変なことであるから、我が党にはそれが十分組み込まれているということでございます。

以上であります。

○増田委員長代理 簡明に答えてください。

○尾田政府委員 政府案におきましても住民の積極的な参加をいただくという趣旨のもとに河川整備計画にその定めを置いておるところでございます。

また、情報の公開につきましては当然のことと受けとめておまして、洪水時の情報につきましては水防法の定めも別途ございまして、今回治水時における情報提供の努力義務を課したところでございます。そして、もとより情報の公開についてはできる限り今後とも努力をしていく、当然のことと受けとめております。

○川内委員 残念ながら、時間が参りましたので終わります。ありがとうございました。

○増田委員長代理 辻第一君。

○辻(第一)委員 私は、政府案、民主党案の河川法の一部を改正する法律案について質問をいたします。

まず初めに、政府案について尋ねます。

今日、政治のあり方、行政、財政のあり方など、極めて国民の関心を呼んでいるわけでありますが、公共事業についてはそのむだやあるいは浪費をどうするか、また、住民参加、情報公開の問題あるいは特殊法人の問題など、国民各層、マスコミなどの間で大きな問題になっています。今回の河川法に閣連しますダム建設については大きな問題になっているわけです。

この間の河川行政を見ますと、洪水の流下を最優先して自然環境を破壊する河川改修、過剰と言わざるを得ない水需要予測、不透明な洪水流量算定に基づくダムや放水路など巨大な構造物の建設が続けられてきました。

こうした事態に対して、多くの国民から、河川の自然環境保全が叫ばれ、また巨大な構造物に依存した水源開発、洪水制御の転換が叫ばれ、従来の河川管理のあり方に批判が強まっています。社会経済情勢の変化を無視した既存計画への固執、例えば長良川河口堰も、当初の目的を失っているにもかかわらず巨額の資金が投入をされる。地元自治体や住民の意向に反する計画の押しつけ、これは熊本、川辺川ダムあるいは四国の細川内ダム、ほかにもたくさんあります。また、いわゆる河川情報の独占だとあるいは秘密主義が続いています。

こうした中で、昨年、河川審議会の答申を受けて今回提出された河川法であります。まず、法案の内容に関して逐次質問をいたします。

まず第一に、建設省の河川行政の姿勢に関連して、建設省は河川行政に国民の声を反映させることをどう考えているのかという問題です。今回の改正で工事実施基本計画制度が改められて、河川整備基本方針と河川整備計画制度になりました。そこで、河川整備基本方針の策定に当たっては、河川整備基本計画のように住民などの意見を聞く制度をなぜ取り入れなかったのか、まず伺いたいと思います。

二番目には、知事が河川整備基本方針を定める場合、都道府県河川審議会が置かれている場合に

はその意見を聞くことになっていますが、都道府県河川審議会が置かれている都道府県はどれだけあるのか。そして、置かれていない都道府県では審議会の意見さえ聞かないで定められるということになります。このような場合、住民の意見の反映がないこと、このことが最大の問題点と考えますが、お尋ねをいたします。

〔増田委員長代理退席、委員長着席〕

○尾田政府委員 三点のお尋ねでございます。まず第一点目、どうして河川整備基本方針に住民の意見を聞く措置を講じていないのかという点でございます。

この点につきましては、先ほど来御討議をいただいておりますとおり、この河川整備基本方針におきましては、全国的な視野に立ちまして同種規模の河川については同じような治水の安全度を確保する、これが従前からの基本方針でございます。これにつきましては最高裁の判決、大東判決でも示されておるところでございます。

また、これは我が国のように、一級水系だけで百九水系ございまして、二級も二千七百ございまして、こういう非常に多くの水系を抱えている。先ほど来、議論の中でヨーロッパの事例が出ておりますが、こういう河川では、それぞれ一級の中、水系が、たかだか六水系とか五水系とか、そういう水系でございまして、そういう水系と基本的に性格を異にしておるわけでございまして、全国的に、そういう意味で、調整と申しますか、全体の視野に立つて基本的な整備の水準を決める必要があるというのが、まず大きな一点目でございます。

そして、その決める内容は、計画高水流量あるいは基本高水流量という非常に抽象的な概念でございまして、これは水系一貫して決める必要がございまして、そして、そういう水系一貫して決められたそういう基本量に対して具休の河川整備計画をどうするかというものが次に問題になるわけでございまして、この中で、堤防をどこにつくるか、ダムをどこにどういうふうにつくるかという

ことを、この河川整備計画の中で決めるわけでございまして。

こちらの計画につきましては、案の段階で、住民の皆さんの御意見、そしてまた地方公共団体の長の御意見をお聞きするというところでございまして、そういう形で進めることが、河川のように、どうしても技術的、科学的に決めざるを得ない、そういう分野においては、そういう面がある、そういうところを基本的に持つておる、そういう分野では必要なことではないかと考えておるところでございます。

二点目でございますが、都道府県の河川審議会が設置されておりますのは、残念ながら、現時点で三県でございます。静岡と兵庫が昭和四十年に設置をされまして、それ以降、ずっと設置がございまして、昨年度、平成八年に福島県に設置がされたという状況でございます。

そういう状況でございますので、私どもといたしましては、都道府県で二級水系のそういう基本方針を御討議をいただく、そういう審議会をつくりたいという気持を持っております。まず、都道府県知事がお決めることとございまして、私どもとしては、そういう審議会の設置が進められるように、私どもとしてやり得ることがあれば、そういうことについて全力を尽くしてまいりたいと考えておるところでございます。

○辻(第)委員 結局、広い視野とか水系一貫とか、あるいは技術的、科学的、そういう要素が多いということだからというところのようでありまして、たけれども、しかし、基本方針に定められる基本高水流量とか計画高水流量の妥当性などの議論も必要でありまして、これをダムや河道などがどう分担するかという問題、整備計画に深く関係しているわけですね。

審議会の意見を聞くといっても、審議会の委員は、建設大臣は河川管理者でもあります。建設大臣が選んでいる。現実には、必ずしも住民の意見を反映するものになっていないわけでありまして。

これは大きな問題だ、重ねて指摘をして、次に移りたいと思います。

河川整備計画に関して聞きますが、これについては、学識経験者や関係住民、関係知事、市町村長の意見を聞くことになっています。当然、意見を聞く前には、河川整備計画の原案を示すのではありませんか。また、意見を言う者が意見を言うために必要な河川に関する資料の提供を求めたとき、河川管理者はこれに応じて資料を提供すべきだと考えますが、答弁を求めます。

○尾田政府委員 まさに、先生御指摘のとおり、河川整備計画の原案、河川整備計画の案の案と申します。それから、それを具体的にお示しをするというところが必要だと考えております。

そしてまた、御審議をいただくに必要な資料はすべて公開をさせていただくということも、もちろん、個人情報にかかわることとか情報公開の原則はございまして、そういう中で、できる限り情報を公開していくというのは当然のことだということに受けとめておるところでございます。

○辻(第)委員 意見の聞き方でありまして、学識経験者については、必要があると認めるときは、意見を聞く、また、関係住民については、必要があると認めるときは、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講じることになっている。

なぜ「必要があると認めるとき」なのか。必要なときとはどのような場合か、必要がない場合とはどのような場合なのか、具体的に事例を示していただきたい。

○尾田政府委員 「必要があると認めるとき」というのがどういふことか、また、どうしてこういう条項を置いたのか、こういう御質問でございます。

先ほど申しましたが、一級水系で百九水系、二級水系で約二千七百水系ございまして、このすべての水系について、今後、基本方針を定め、整備計画をつくっていくことになるわけでございまして、それぞれの河川、特に二級河川につき

ましては、それぞれの河川の特長によりまして、ほとんど工事も行わないというような、そういう河川もあり得るわけでございまして、そういう中で、必ずしもすべてについてそういうものを設置を必要というふうには解する必要がないのではないかと考えて、そういう条件を置いておるところでございます。

もちろん、ダム等、あるいは堰等、そういう大規模構造物が含まれるような、そういう水系につきましては、当然、すべて住民等の意見をお聞かせを願うという処置をとるのは当然と考えておるところでございます。

○辻(第)委員 今、ダムとか、あるいは放水路など、大型構造物をつくる場合は当然聞く、こういうことのようにありますが、ダムに限らず、住民の意見は、必ずしも、その規模の大小というのですか、そういうもので決まるものではないと思います。なるべく多くの場合に意見を聞く必要があるのではないか、いかがなものか。

あわせて、河川管理者が必要とした事業に対し、学識経験者や関係住民から、意見を聞くべきだとの要求があった場合に、当該河川管理者はどう対処されるのか。必要なしとしたのだから聞く耳持たずという態度になるのか、それとも、要求に応じて意見を十分聞く場合もあるのか、明確にお答えをいただきたい。

○尾田政府委員 私どもといたしましては、必要な場合というのをできるだけ幅広く解釈をして適用をしてみたいというふうに考えております。そういう意味合いで、住民の皆様方から、そういう御要望が、意見聴取のお話が出てまいりました場合には、「必要があると認める」ときに当たると考える、そういう方向で、今後、事に当たっていくというふうにしてまいりたいと思っております。

○辻(第)委員 本日に幅広く住民の意見を聞くという立場でやっていただきたいと思っております。住民の意見を聞く場合は、「公聴会の開催等」となっていますね。公聴会以外にどのような方法で

住民の意見を聞くのか、具体的に示していただきたい。

さらに、公聴会を開くとき、関係住民にどのような周知徹底するのか、また、公述人はどのように選ぶのか。学識経験者の意見に關しても、意見を聞く学識経験者はどう選ぶのか。河川管理者が任意に選ぶのか、希望を募るのか。どのような選び方をやるにしても、客観性、公平性、科学性というものが担保される意見の聞き方が本日に必要だと思っております。そういう点について明確にしたいでございます。

○尾田政府委員 公聴会の開催以外のどのような手法をとるのか、こういうお話でございますが、まず第一点目でございますが、これにつきましては、今後それぞれ河川の特長、流域の特性に応じていろいろな対応がとられるものと考えております。例示的に申し上げます、説明会の開催、公告縦覧と意見書の提出を求める、あるいはインターネットによる意見聴取等さまざまな手法を今後考えていく必要があるというふうに考えておるところでございます。

それから二点目の、公聴会の開催に当たっての周知の方法、公述人の選定方法についてどうか、こういうお話でございますが、周知方法につきましても、それぞれの流域の特性に応じて考えていくことになるかと存じますが、公告をする、あるいは新聞折り込み、インターネットの利用等いろいろな手法が考えられようかと思っております。

また、公述人の選定方法につきましても、今後、いろいろな法定計画、ほかにもございまして、そういう手法も参考にしながら、これからできる限りの確に流域の皆さん方の総合的な意見をお酌み取りできるように努めてまいりたいというふうに思っております。

また三點目の、学識経験者の選出方法でございますが、これにつきましては、それぞれの河川の特長あるいは流域の特性をできるだけ反映できるように幅広く、河川工学や自然環境の専門家等に

限ることなく、これまたいろいろな幅広い観点から学識経験者をお願いをするということを考えてまいりたいというふうに思っております。

○辻(第)委員 その選び方については、客観性、公平性、科学性が本日に担保されるような選び方をぜひやっていただきたいと思っております。

それから、河川管理者の作成した案のとおり進めるために意見を聞くのではなく、意見に基づいて計画案に修正を加えることを恐れないという態度で臨むべきであると思っております。その点についていかがですか。

○尾田政府委員 御指摘のとおり、単に意見をお聞きするというだけでは全く意味がないと考えております。そういう意味合いで、河川整備計画の原案、案の案の段階で御示しをさせていただきますまして、そして、真剣に討議をする中でよりよいものとしての河川整備計画をつくれるよう、そういう御意見を反映させられるように考えていきたいと思っております。

○辻(第)委員 次に、河川情報の公開の問題でお願いします。

改正案では、情報公開に関する規定は、洪水時の協議の円滑化の場合の情報提供しか規定がありませんね。

河川審議会の提言では、河川情報の提供により、施策の効果的推進、危機管理対策等の推進を図るため、河川管理者による情報提供の責務を河川法上明らかにする必要があるとしております。

今回の改正案はこの点で審議会の意見とは大きく後退して正します。なぜ河川審議会の提言を十分尊重できなかったのか、お伺いします。

○尾田政府委員 河川情報の公開につきましては、これもまた大変重要なことと考えております。そして、河川審議会の御提言をいただきました検討を進めたわけでございますが、まず、洪水時におきます情報につきましては、既に水防法等、あるいは緊急時の措置と申しますか、水質事故が起ったような緊急時の措置につきましまして

は、河川法施行令に既にそういう定めがございます。

そういう中で、一番抜けておる分野が洪水時における情報の問題でございます。特に、ダム、貯水池等の水源施設と申しますか、そういう貯水施設を持っておりまして段階には、そのダム等の水位がどうなっておりますか、貯留量がどうなっておりますか、というのは大変大事な情報でございますので、そういう情報についてできるだけ公開をしていく、そういう努力義務をみずから課したところでございます。

○辻(第)委員 河川情報の公開というのは非常に大事なことでありますので、ぜひひとつとつと二分にやっていたらいい、要望しておきます。次に、水質事故処理の問題で御尋ねをいたしますが、水質事故の処理等を原因者に施行、負担させるのは当然のことだと思っておりますが、この場合、原因者ということですから、その者が特定される必要があることは言うまでもありません。

では、河川管理者がどのように特定するのか問題になります。せっかく法律を改正したのに実際に適用するのは難しいということであつてはならないと思っております。間々、法律はあつても適用が困難な事例も少なくないと思っておりますが、この点では日常的に河川を監視するといいますが、管理する体制が不十分では、流れ去って原因者を特定できないというところにもなると思っておりますが、こういう問題、どのように対応されるのか、簡明にお答えをいただきたいと思っております。

○尾田政府委員 御指摘のとおり、水質事故の原因者の特定は必ずしも簡単な作業ではないわけでございます。

ただ、油の流出事故につきましましては、これは目視で確認ができますので従前も大きな流出事故についてはほとんどすべて原因者を特定できておるところでございます。

ただ、シアン等の流出あるいは六価クロム等の流出、これは全国で年間大体一件か二件ぐらいの発生状況でございますが、こういう非常に重大な事

故につながるものにつきましては、水質汚濁防止法の、水濁法のいろいろな手続と合わせて特定作業を進めることにより特定できていたのがほとんどでございます。

ただ、そのほか、小さないろいろな水質事故についてはなかなか特定したいという面もあるわけでございますけれども、今後とも水質汚濁防止連絡協議会、これは水質汚濁防止を流域の皆さん方一緒になって図ろう、こういう組織でございまして、そういう場を通じて御指摘の点についても十分努力をまいりたい、こう考えております。

○辻(第)委員 今回の改正で、河川環境の整備と保全が河川総合管理の重要な内容の一つとして位置づけられたと思えます。これまで、端的に言いますと、環境の整備や保全というのはないがしろにされて、三面張りというのですか、そういうことも含めて本当に河川の環境や美しい自然環境、そういうものが破壊をされてきたということだったと思うのですが、今度はこの河川環境の整備と保全が重要な内容になってきた。

これが河川行政に具体的にどのようにかされるのか、具体的にこれまでとどう変わるのか、示していただきたい。

○尾田政府委員 まず、先ほど来三面張りの河川に対する御批判、大分いただいておりますが、従前、十年、二十年前におきましては、地方部あるいは都会部でもそうでございましたが、土手といえますか、そういう形で残しましたが、草が生えて大変だから早くあれをコンクリートの護岸に変えろ、こういう地元から大変強い御要望をいただいたりしておった時期もございました。

そういう中で、私も、河川の環境がどうあるべきかというのを従前から見詰めてまいったつもりでございますが、今回御審議をお願いいたしましたしておりますこの河川法の目的の中に「河川環境の整備と保全」というのを入れていただくことによりまして、二条の、この目的に合わせた形で河川管理を進めようということでございますので、

従前の治水、利水にとすれば重点が移りがちであつたのに対して、治水、利水に環境を合わせた三本柱でこれからの河川事業、河川行政を進めていくというところになろうかと考えております。これも、それぞれが対立概念としてどうしようもない場合も間々ございますが、それぞれ総合的に三つの目的が一つのものに、一つの形として結果を出してくるという場合も多いというふうに考えておるところでございます。

○辻(第)委員 河川環境の問題を考えるときに、きょうは午前中に田野瀬議員から吉野川の河川の汚染の問題、崩壊の問題がありました。全国的にこのような実態がいろいろあるのです。

そういう中でも、これも私ごとになるのですが、私は京都に生まれて京都で育ったのです。母親が滋賀県で生まれたので、琵琶湖というのが、子供のときからしばしば泳ぎに行ったりボートをこいだりということで、本当に懐かしいのです。京都には琵琶湖の水で生きてきたわけで、飲料水もそうでした。そんなことで、今琵琶湖は、京都や大阪や兵庫の皆さんの本当に大切な命の水ですね。

それが、私は数年前、最近も行っているのですが、調査もさせていただいたのですが、水質の悪化、自然環境の悪化は深刻ですね。ちょっと見ますとまだ琵琶湖はきれいだなと思うのですが、よく調査をさせていただいて、教えていただいていることになりまして、実態は深刻なのです。

そういう中で、滋賀県民の皆さん方はもちろんのこと、殊に学者だとか研究者だとか、あるいは漁民の方ですね、それはそれは何としてもこの琵琶湖——日本で一番大きな湖であり、その成り立ちからいって世界で非常に古い湖だとかいろいろ言われているわけでありまして、それからいろいろな生物がそこには生きているというようにこともあります。

そんなことで、この琵琶湖は本当に、言うたら瀕死の状態というのですか、脳死じゃないですけども、かなり厳しい状態に今なっているのです。

ね。これを何とかして生きた、美しい、そしてきれいな琵琶湖を守っていただくということが本当に今求められていると思うのです。

そういう中で、ことしの三月末で琵琶湖総合開発法というのですか、この期限が切れました。これは二十五年間続いたものであります。その後滋賀では琵琶湖の総合的保全が本当に大きな課題になってきているのです。

琵琶湖の現状を見てまいりますと、南湖、南の方は、殊に大きな埋め立てなどがやられたりして、自然の湖岸はわずかになってしまっているのです。自然の湖岸は四〇％にまで減少した。それから、ヨシというのがありますね、あれが浄化をする非常に大事な役割をするものであります。これも半分に減ってしまった、こういうことです。

言い方によりまして、琵琶湖総合開発法で琵琶湖がコンクリートで固められたというような表現もあるわけですが、そういう中で、いろいろな要素があつてこの水質の悪化が、自然破壊がやられているわけでありまして、そういう中で、琵琶湖は二十五年間に約一兆八千億を投じられた。いろいろなことがやられてきたわけでありまして、そういう中で、先ほど申しました自然湖岸が減り、ヨシの地帯が半分になったりして、自然環境を破壊し、自然の浄化力がなくなつた。

そういう中で、滋賀県の「琵琶湖総合開発の総合評価(中間的取りまとめ)」というのがあるのですが、そういう中でも、琵琶湖の富栄養化が進行し、水道水にも異臭味というのですか、においがするのです。この発生、赤潮、アオコなどプラクトンの異常発生、外来生物の繁殖と在来生物の減少などの事態が進行した、こういうふうにつておられるのです。

水質の汚濁、悪化、自然環境の破壊の問題は深刻な事態であります。この琵琶湖総合開発法が終了したからもうこれでいいのだというふうなことはなしに、琵琶湖やその周辺の河川、その河川環境保全のために国としてはどのように対処して

いただくのか、お尋ねいたします。

○尾田政府委員 ただいま先生御指摘のとおり、琵琶湖は世界的に見ても大変古い起源を有する湖でございます。独自に進化を遂げてきた固有種が生息する等々大変豊かな生態環境を有する貴重な湖沼だということに私も認識をいたしておりますし、また同時に、近畿圏千四百万人に貴重な水を供給する、そういう機能も有しておるわけでございます。この琵琶湖を水質——水だけでなしに、その周辺環境もひっくるめて、良好な環境保全をしていくということは大変大事なことでございまして、認識をいたしておるところでございます。

また、そういう認識を地元の地方公共団体、そしてまた住民の皆さん方も同じ思いを共有していただいて、行政と一緒にいろいろな取り組みをしていただいているというふうな受けとめております。

具体的に申しますと、先ほどお話がございました琵琶湖及び流入河川のしゅんせつ、流入河川の直接の浄化、ヨシ群落の保全、特に湖の周辺の沼地でのヨシ群落の保全というのは水質保全上大変効果があるというふうな承知をしておるわけでございますが、そういう事業。

そしてまた、流入河川の一つでございます八幡川では、平成六年度から私どもの河川事業に合せて下水道事業、そして流域の住民の方たちによります家庭排水対策等を総合的に実施をいたします清流ネットワーク21計画というふうなものにも取り組んでおるところでございます。

また、農水省と建設省と一緒にしまして、連携をしつつ、いろいろな事業を集中的に実施をする湖沼水質保全対策行動計画というものを策定をして、水質の浄化に取り組むということについても準備中でございます。

そういういろいろな各省との連携、私どもと地方公共団体の連携、住民の皆さんとの連携という、そういういろいろなレベルでの総合的な取り組みによって、貴重な琵琶湖が今後とも守られて

いくという形になるよう、私どもとしても頑張つてまいりたいと思つておるところでございます。

○辻(第)委員 琵琶湖の環境保全を図る上で、殊に琵琶湖の水質を保全するためには、琵琶湖そのもののだけでなく、周辺地域の環境保全は欠かすことができないと思つておられます。

ところが、琵琶湖周辺で八カ所のダムをつくらうとされておられます。その一つに、高時川の上流に丹生ダム、これは近畿で一番大きなダムで、総貯水量一億五千万トン、黒部第四ダムとも同じ大きさだということですね。これは琵琶湖の北の方で豪雪地帯であります。雪解け水をためておいて、渾水期に琵琶湖に流そうということであり、結局富栄養化した水が北湖に流れて汚染を進めることになるということですね。

私も数年前に聞いたんですが、あの深いきれいな北湖、これの一番下の方は溶存酸素量というのが極端に減つて、いわゆる酸欠というふうな状態になっておられる。これは四年ほど前ですね、そういうお話も聞きました。

山からの雪解け水が北湖に入つて、そして琵琶湖の水質をきれいに浄化してきた。こういう働きがあったのを、これをせきとめて、富栄養化して、それを渾水のときに一度に入れるというふうなところになりますと、これはさらに一番深い大事なところで水質汚染が強まるという危険があるわけですね。こういう面からまず大問題だと思つておられます。それから、今下流域の水の需要、これは横ばいになっておられるんじゃないでしょうか、現実。

これは滋賀県が最近調査をされた中での報告で、琵琶湖が始まった一九七二年、二十五年前に比べて淀川下流の上水道の取水量は横ばいだ、工業用水に至つては昭和四十七年、一九七二年に比べて四割ほど減少している、こういう報告もあるわけでありまして。こうした中で、大規模なこのような建設、その必要性やあるいは環境汚染、琵琶湖の汚染、こういう問題から考えてみてこの計画は見直すべきではないか、このように考えるんですが、いかがですか。

○尾田政府委員 ただいま先生御指摘の丹生ダム、これは旧名高時川ダムでございますが、このダムにつきましては、御指摘のとおり大変大きなダム、高さ四百四十五メートル、一億五千万トンの貯水容量を持つダムでございます。

目的としては、洪水調節と下流の流水の正常な機能の維持、それにあわせまして、水道用水の供給、大阪府、阪神水道、京都府等々に対する上水道の供給、こういう役割を持つて、建設に向けて進めておられるダムでございます。

このダムの水質がどうか。特に下流に琵琶湖のように湖を持つておられる上流のダムの水質の問題につきましては、そのダムのBOD等のそういう指標だけでなしに、窒素、燐というふうな物質をどう処理できるかという問題、富栄養化現象に対していかに対応するかという問題も含んでまいらなければならないと思つておられます。

そういう意味合いで、このダムの水質問題については私もいろいろモデルを使つて、現地の水質調査の結果等を用いながら、これは水質予測でございますのでいろいろモデルを使う必要があるわけでございますけれども、そういうモデルを使って検討した結果では、ダム貯水池における富栄養化現象、いわゆるアオコ等が発生する可能性は低いというふうな予測をいたしておるところでございます。

いずれにいたしましても、下流にそういう大きな湖を持つておられるわけでございますので、この丹生ダムに流入いたします河川の水質の監視を継続するとともに、貯水池の水質についても十分監視をし、曝気装置をつける等々の浄化施設の検討等もあわせて、万全を期してまいりたいと思つておられます。

○辻(第)委員 時間がなくなつてきたんです。最後になって恐縮なんです、民主党案についてお尋ねをいたします。時間がないので、二つに分けてお話しをいたしたいと思つておられます。民主党案は、水利使用者の義務、水利使用合理

化指針などの規定がございます。これらと農業用水の関係について伺いたいんですが、これらの規定により農業用水に悪影響を及ぼすか著しく不利な状況が生ずるものではないかという意見があるようですが、これについての提案者の見解。

それから河川情報の公開というの、先ほどもお尋ねしたんですが、大変重要な課題でございます。また水系委員会、二級水系では複数の県にまたがる水系もございますが、水系委員会の設置方法はどうのようになされるのか、以上三點お尋ねをいたします。

○渡辺(周)議員 辻委員のお尋ねにお答えをいたします。

水利使用者の義務として節水がある。この節水の努力義務が農業者にとつて大変不利になることではないかという御懸念かと思つておられます。

私もその法案では、第二十九条にすべての水使用者に対する節水の努力義務、そしてまた水系委員会は河川管理者の定める水利使用合理化指針、これを審議をする。当然この節水義務は農業水利者というだけではなく、上水の使用者あるいは当然農業水利者も含めて、関係する水利者に節水の義務を持つていただく。

そういう観点から我々はこの義務規定を設けておりますけれども、当然水が足りないところは相互に融通するというところも出てこようかと思つておられます。現実問題として、これは農業水利者のみに何か不利なことがあるというところはございませんし、また、先ほど申し上げました水系委員会が審議をされる中で当然農業水利権者も参加をしております。そしてそれを公開で、我々は表に出す、情報公開をするわけでございますので、農業水利権者のみに負担がふえるというふうなこととはないと我々は考えております。

○細川(律)議員 河川情報の公開、これは私どもでは、いわゆる情報公開というのは住民参加と同じように一つの大きな重要な位置づけをいたしております。

河川情報につきましては、河川の水質とかあるいはダムの放水量あるいは水質、生物の状況など河川のあらゆる情報というものを含むというふうな考えをしておりますけれども、これは随時速やかに提供できるようにしたいというふうに思つております。

具体的には、今は情報社会でございますし、特にインターネットなんか盛んになっております。したがつて、そういう中に情報も入れまして、いつでもだれでも河川の情報について知ることができ、そういう仕組みを考えているところでございます。

それから、二級河川について二つの都府県にまたがる場合の管理についてはどうするかというお尋ねでございます。

その場合には、その重なる都府県におきまして協議をしていただまして、具体的にどういふふうにするかということが決まれば、それを公示をするということにいたしました。

ただ、二つの都府県にまたがる二級河川というのは数は余り多くないようございまして、したがつて、具体的には、関係都府県で自主的に具体的な管理を決めていただくということになるかと思つておられます。

そういう中で、一方の県に全部管理を任せるのか、あるいは共同管理をしていくのか、そういうことはお互いのいわゆる協議で決めていただくということになると思つておられます。

以上であります。

○辻(第)委員 終わります。ありがとうございます。

○市川委員長 中西續介君。

○中西(續)委員 現行の河川法につきましては、一九六四年に制定されて以来、河川行政の基礎になつて現在に至つておられると思つておられます。その間、七二年、八七年、九一年、九五年と、時代の要請に従つて改正を行つてきたようでありまして、近年の河川を取り巻く状況の変化が極めて激しいものですから本法の改正を提案していると思つておられます。

が、その特微的内容、特にこの点についてお答え
いただきたいと存じます。

○尾田政府委員 先生御指摘のとおり、旧河川法
が制定されて以来、百一年がたつわけでござ
います。明治二十九年四月八日に制定をされてお
るわけでございます。これをもって近代河川制度
が新しい時代を迎えたわけでございますけれども、
その後、昭和三十三年七月十日に新河川法、
現行の河川法でございますが、これに大きく転換
をしたところでございます。

従前の旧河川法におきましては治水主体でござ
いましたが、新河川法では、治水、利水を合わせ
た河川行政という、そしてまた水系一貫の思想と
いうのも盛り込まれたわけでございますけれども、
そういう中で戦後の日本のある意味で経済成
長を支えてきたというふうに認識をいたしてお
ります。

その後、先生御指摘のとおり、いろいろな世の
中の変化を受けて、昨年の六月に河川審議会
から、今までのように異常時、洪水時、あるいは
渇水時の河川管理、それを主体にした河川管理で
はなしに、川の三百六十五日、普通の、平常のと
きの河川も大事にした、そういう河川管理に向か
って新たに動き出せという形の御答申をいただ
いたところであります。

それを受けて、昨年の十二月、また河川審
議会から制度の改革の方向について提言をいた
だいたところでございます。その提言を受けて、今
回河川法の改正をお願い申し上げるところでござ
います。

そのポイントといたしまして、一つは、河川法
の目的に、治水、利水に加えて、「河川環境の
整備と保全」というものを加えるということ、そ
して、それを受けて、治水、利水、環境の三本柱
で総合的な河川管理に努めていく、そういう責務
を河川管理者が負うということでございます。

二番目といたしましては、従前一本でございま
した工事基本計画というのを大きく二つに分けま
して、河川整備基本方針と、ダム等の具体的位置、

大きさ等を決めます河川整備計画に大きく二つに
分けまして、そして、この河川整備計画について、
地方公共団体の長の、あるいは流域住民の皆さん
の意向を反映する手続を導入するということ
と。そして、渇水調整の円滑化、これは、ダム等
の貯留施設が整ってきた、そういうものの整備が
相当進んできたという状況のもとで、渇水のおそ
れがある段階から渇水調整に入ること。そ
してまた、ある意味では環境目的の一つの具体の
方策でございます樹林帯の制度の導入、創設をお
願いをする、そういうところが大きなポイントと
存じております。

○中西(議)委員 今お答えいただいた中で、昨年
の六月に河川審議会から二十一世紀の社会を展
望した今後の河川整備の基本的方向について」と
いう答申があり、さらにそれを受けて、昨年十二
月四日に「社会経済の変化を踏まえた今後の河川
制度のあり方について」という提言がなされてお
るということを今おっしゃいました。この答申な
りあるいは提言をつぶさに見てみますと、いろい
ろ多くの内容、きょう一日論議された多くの問題
が含まれております。

そこでお聞きしたいと思ひますのは、この答申
なりあるいは提言に今度の法改正がこたえておる
かどうかという、この点について率直にお答えく
ださい。

○尾田政府委員 十二月にいただきました御提言
の中で、今回の法改正で盛り込めなかった点が三
点あると受けとめております。

一つは、水路兼用河川制度の創設というもので
ございまして、二つ目が渇水調整協議会そのもの
を法定化するという点、そして三つ目が河川情
報の提供の推進、これが不十分ではないか、こう
いう御指摘、その三点がいただいた御提言の中で
実現できなかった、今回の提案をさせていただ
いております改正案の中では盛り込めなかった点と
いうふうに受けとめております。

まず一点目の水路兼用河川制度の創設でござ
います、これは、町の中で水と緑のネットワーク

をつくって、既存の農業用水路等々、そう
いう既存の水路に冬なんかはなかなか水がないと
いうようなことがあったりいたしまして、なか
か町の中の水と緑のネットワークとして機能しな
い、そういう中で、そういう農業用水路をそれ自
体河川としての兼用工作物だ、こう考えることにより
まして、河川の水を、余剰水を河川の維持用水と
いう形でそういう水路に入れていく、こういう
制度でございまして。

そういうことで、いろいろな担当部局等々と調
整に入ったわけでございますが、残念ながら農業
者の皆さん方からなかなか御理解を得られなかつ
たわけでございます。

特に、みずからちゃんと水路を管理しているん
だから、あとは水だけを水利権という形で入れれ
ばいいじゃないか、こういう議論がございまして。
これはまた水利権の、行政のサイドから申します
となかなか難しい問題がございまして、なかなか
この点についてうまく調整点を見つけないことが
できず、今回は断念をいたしましたわけでござい
ます。

ただ、そういう調整作業を農業者、農業サイド
と繰り返す中で、水と緑のネットワークを都市の
中に再生していくことの重要性については
相互に認識は一致をしております、それを具体
にどういう形で実現するかということが問題点
でございます。

それで、農水省と私どもと一緒になりまして、
今後、具体的にいろいろな事例につきまして具体に
検討してみまして、どういう制度が必要になるの
か、それを検討した上で再度また御討議をお願い
をいたしたいというふうに考えておるところでござ
います。

それから、二点目の渇水調整協議会の法定化で
ございまして、これにつきましても、主として農
業水利者の皆さん方からの賛同が得られなかった
ところでございます。もともと日本の河川は江戸
時代から農業者が主体となつて管理をされてき
た、そういう経過の中で今の水秩序があるわけで

ございますが、そういう中で、渇水調整をどうい
う形で進めようかということに関して、従前から、
水利利用者の間でまず渇水調整を進めるべきだ、そ
ういう渇水調整の場、最初から河川管理者が入る
のはいかなるものか、こういう議論でございま
した。

そういう議論の中で、もともと渇水調整とい
うのは水利利用者の間の互譲の精神で成り立っている
ものでございまして、無理やり何か法制度を
つくるといふものではないと私もよく理解をいた
しております、理解を得られるまでの間、この
問題についてはさらに十分検討していくというこ
とにいたしましたわけでございます。

三点目の河川情報問題でございますが、この
点につきましては、先ほど来の御討議でもお答え
させていただきましたとおり、洪水時の処置
については既に水防法等に定めもございまして、
水質事故等の緊急時の処置につきましましては既に河
川法の施行令の中に定めもございまして、そういう
中で、一番抜けておる渇水対策、そういう時期、
そういうときの情報提供というのについて今回の
法制度の中で盛り込ませていただいた、こうい
うことでございます。

○中西(議)委員 この昨年六月の審議会での「基
本的方向について」、これを見ますと、大体四
点ぐらゐにまとめられております。特に、例えば一番
の問題にありますが、洪水や渇水という異常時の河
川を対象とした従来の河川行政から平常時の河
川も視野に入れた川の三百六十五日の河川行政へ
の転換、こういう基本的な指摘があります。ほ
かにもございまして、この点一点だけ、三
百六十五日の河川行政、これは何を指しておると
建設省、行政の方は把握しておられるのですか。

○尾田政府委員 従前、河川行政、先ほど来治水、
利水を主体に新河川法も改正をされたと申しまし
たが、そういう意味合いでは、洪水時あるいは渇
水時という、川の三百六十五日のうち、十年に三
千六百五十日のうちの一日とか二日とかあるいは
十日とかそういうところを対象に、これはこれで

大変大事なことだ。

特に日本のように、洪水が頻発する、国土の利用状況からいって、山から海までの間を一線堤防で守らざるを得ない、そういう土地利用を進めてきた国土でございまして、そういう中で、それはそれで大変大事な作業だと存じますが、それだけに余りにもソフトし過ぎたのではない、こういう御指摘。逆に申しますと、三百六十三日ぐらいいは普通の川だ。そのときの河川環境、地域の住民の方たちがこの河川にアクセスをされて、そしてそこから得られる、いわゆるウェルネスという言葉が最近はやりのようでございしますが、そういう川から受ける有形無形の作用が大事だ。

そういう意味合いでは、河川環境の整備と保全を図っていくというその目的改正が、まさに川の三百六十五日を大事にするということだと受けとめております。

○中西(補)委員 今お答えいただきましたように、基本的な考え方の答申、そしてさらにまたこれを具体化した提言、こうしたものが今日の日本の河川行政を大きく変えていくこととしていくわけですね。したがって、先ほどから皆さん御議論になっておられる内容等につきましても、やはり率直にこれをお互い認め合つて、十分な今後の河川行政の中でさらに発展をどうさせるかということを考えていかなくてはならぬと思ひます。

す。

そこで、今度は、「河川制度の改正の方向」の中に、治水、利水を主眼としてつくられた現行河川制度では、河川環境の整備・保全のための制度が未整備で、種々問題が生じておるといふことは指摘されたとおりですね。

いろいろな措置を講ずるよう審議会の提言があつておりますけれども、この中で、河川法の目的への環境の位置づけだとか、今ありました水と緑のネットワーク整備だとか水質事故処理対策だとか、さらにまた不法保留対策だとか、こういうように幾つかあるわけでありまして、その中の二番目に申し上げました河川周辺の樹林帯問題をきょうは取り上げてお聞きしたいと思つております。

河川林帯あるいは湖岸林帯の整備・保全が挙げられておりますけれども、今回初めて河川管理システムとしてこれを導入しようであります、そして法制化されておりますけれども、その目的あるいは背景は何ですか。

○尾田政府委員 今回御審議をお願いいたしております樹林帯は、大きく分けて二つの種類に分かれます。

まず一つは、堤防と一体となつて機能いたします樹林帯でございまして、これは、堤防を乗り越えるような水あるいは非常に長期間にわたつて通常の洪水の作用を超えて作用するような力によつて堤防が破壊をいたしましたような場合に、その堤防の破壊をできる限り最小限にとどめて、そしてまた後ろに樹林帯があることによつて、そういうものが無い場合には、落堀と申しますか、大きく深掘れをして、そしてそれがさらにまた堤防の拡大につながる、そういう形になるわけですが、堤防の背後に樹林帯があることによつてそういうものが防げるということでございます。

こういう考え方は、まさに阪神・淡路の震災の事例にかんがみましても、万全といひますか、ある想定をした力を超える力というのは必ず起こり得るわけでございまして、そういう形で堤防が破壊をした場合でも、その被害を最小限に食い止める。これは、ある意味ではスパー堤防の発想と軌を一にするものでございまして、スパー堤防がそういう大都市対策であるのに加えて、こういう樹林帯によつてそういう異常洪水に対応しようというのが一つの考え方でございます。

もう一つは、ダム周辺の樹林帯でございまして、これは、ダム湖の水質を守る、あるいは堆砂をできるだけ減少させる、そういう立場から、ダム湖周辺に樹林帯として森林を整備することによつて、そういう水質汚濁防止、堆砂減少に資する、こういうものでございまして。

そういう意味合いで、従前、河川管理施設と申しますと、堤防、ダムあるいは堰という非常にハードなものが今までイメージされたわけでございまして、今回、こういう樹林帯というものが新しく施設として明示をされたということでございます。

○中西(補)委員 今お答えいただいた河川林帯あるいは湖岸林帯、その役割は、今お答えになったような内容の程度ですか。

○尾田政府委員 まず、堤防と一体となります樹林帯につきましては、先ほど申しましたが、堤防を越えた水によつて堤防が破壊をしても、その破壊の程度を抑えることによりまして、流域に入ってくるはんらん量を三〇%から四〇%ぐらひ減じられるということでございます、これは相当の効果を持つていけるのではないかなというふうに思つております。

それからもう一点、ダム湖の方の樹林帯の効果について御説明するのを忘れたわけでございまして、これは、樹林帯がダム湖の周辺に整備されることによりまして、樹林帯の土壌の持ちますフィルター効果によりまして、道路等の浮遊物質がダム湖に流入するのを抑制をして、ダム湖の水質悪

化を防止するという効果を有します。これは、樹林帯の幅五十メートル程度であれば、その斜面の上部で発生をした濁水は、SS、これは浮遊物質でございまして、その九割程度は低減をさせることができるといふふうに考えております。

また、ダム湖にとつて一番怖いと申しますか、大事な問題の一つでございまして富栄養化対策としての栄養塩類を防止する。その効果でございまして、栄養塩類を養分とするものを樹林帯の根が吸着をするという効果によりまして、そういう栄養塩類のダム湖への流入を防止するという効果も有しておるところでございまして、そういう意味合いで、ダム湖の水質悪化防止に非常に大きな効果を有するものと期待をいたしておるところでございます。

○中西(補)委員 今いろいろ言われました役割があるということでございますけれども、建設省が樹林帯を所管することになるわけでありまして、そうなるまいと思ひますと、適正な維持管理がやはり必要になってくると思ひます。そのためには専門的な林業技術を要することになります、本来なら、林野行政が万全であれば必要と、例えば湖岸林について例をここに移しますと、私は思ふのです。

今、林野庁の行政は三兆円を超える借金があるというところで、行政的措置が十分でないという、そのために森林の荒廃が進み、湖畔のそうした点が処理されてないということ、だから、建設省としてはダムを守るためにやらざるを得なかった、私はこういう推測をするのですけれども、この点はどうでしょうか。

○尾田政府委員 ダム湖周辺の樹林帯構想につきましても、先生御指摘のとおり、当初、林野庁の行政とどう調整をしていくのか、それぞれの役割分担がどうかという真剣な議論をいたしたところでございます。

その中で、ダム貯水池と一体となつて機能する森林部分、そういう樹林帯部分についてはダムの管理の一環として整備をすべきだという結論に達

しました。そういう中で、この制度の創設をお願いします。

もちろん、ダム湖の水質を守るという観点で申しますと、今申しましたように、ダム湖の周辺五十メートルの樹林帯でも、濁度を下げるといいう意味では効果はあるわけでございしますが、より大きくは、ダム湖上流全体の森林をどうするかという大きなテーマもございまして、その大きなテーマにつきましましては、まさに林野行政を担当されます林野庁さんの方と一緒に取り組んでいくべき課題だというふうに考えておるところでございます。

○中西(續)委員 林野庁に聞きますけれども、私の理解をしたようなことでよろしいかどうか。

○金子説明員 ただいま尾田局長さんから御説明がございましたとおり、樹林帯につきましては、河川管理上の必要性から、河川管理者が、堤防やダム貯水池の直近の限定された範囲で設けるといふものでございまして、ただいまお話ありました国有林野事業の累積債務の問題、これは別途、今、林政審議会で論議、討議、検討を行っておりますが、本年じゅうに政府一体となって抜本的な改善策を検討、策定していくことになっておりますが、そのことは全く関係ないものと考えております。

○中西(續)委員 特に、私、湖畔林を挙げたのですけれども、湖畔林を考えると、林野行政、その地域全体、国有林であり、あるいは民有林であり、これらについて今指摘されましたように、フィルターの効果があつて汚水処理ができるのか、あるいは浮遊物を処理できるとか、いろいろ例を挙げましたけれども、そういうことがわかつておりながら、なぜそういうところが残つておるのか。

これは、例えば国有林の中で、湖水周辺がもし荒廃をしておる、こういうところに五十メートル帯状に樹林帯を設けよう、こういうことになっておるわけですから、そうなつてくると、手抜きをしたのか、そうしたものに手がつかないのか、こ

こいらについてはどうなんですか。

○金子説明員 森林の整備につきましては、森林、林業、大変厳しい情勢の中で、何というのですか、活性化等に努めているところでございます。森林の適正な整備という点では、この河川法の改正で目的としての樹林帯の整備、これは、森林が現に整備されていないからこういった制度を設けるということではなくて、私どもの理解としては、堤防やダム貯水池の河川管理上の必要性から、堤防、それからダム貯水池の機能維持上必要な最小限度でそういったものを設けるという理解をしていられるところでございます。決して森林整備が停滞していることによつて森林が荒れてこ

ういったものが必要になつたというふうな理解をしていられるわけではございません。

○中西(續)委員 そうすれば、ちゃんとされておれば必要ないですからね。この点ははっきりしていると思うのですよ。ちゃんとそれがありさえすれば、こういう樹林帯をつくらなくてはならぬということにはなりにくいのではないのでしょうか。

そこで、林野庁にお聞きしますけれども、今度は河川との関係です。

林野行政の中で、平成三年に森林法の改正によりまして、流域を単位とした森林整備の方向を打ち出し、現在鋭意取り組んでいると聞いておりますけれども、これはこの樹林帯とかかわりはないにいたしまして、そうした問題は現状のようになつておりますか。

○金子説明員 先生お話しございましたように、平成三年に森林法を改正いたしましたして、緑と水の源泉としての多様な森林整備と国産材時代に向けての条件整備を推進するというところで、流域を単位にいたしまして、民有林、国有林の連携のとれた森林計画を策定するなどの法改正を行ったところでございます。

現在、全国に百五十八の流域がございしますが、民有林、国有林で連携のとれた森林計画を策定するとともに、これを流域単位で具体的に実行しま

して、林業、林産業の活性化を通じた森林の整備を推進していくということで、各流域に流域林業活性化協議会をすべて設置し終えまして、森林整備、林業の活性化に關しましての流域内関係者の自主的な取り組みを推進しているところでございます。

さらに、具体的な取り組みといたしましては、流域を単位に間伐を推進します流域総合間伐対策とか、総合的な森林資源整備を行います流域森林総合整備事業など、流域を単位といたしました森林整備の推進策を講じているところでございます。

森林、林業をめぐる状況は大変厳しいものがございしますが、今後ともこのような流域管理システムの推進を通じて、森林、林業、林産業の活性化と流域を単位とした森林整備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○中西(續)委員 百五十八流域でやられておるといふことでありますけれども、これらの問題、時間がもうありませんから、もう少し聞きたいところがございますけれども、これは一応おくことにいたします。

そこで、治山治水、河川行政というのは、国土保全、環境保全あるいは水資源確保の面からいたしまして密接不可分である。この点については十分認識しておると思ひますけれども、今後は、先般の治山治水法一部改正論議のときにもいろいろ論議されてまいりましたし、指摘をされてまいりましたけれども、先ほどの論議の過程でも出ておりましたように、山から海まで総合対策なしにもの議論はできなくなつたという状況になつておると思ひます。そのように認識しなくてはなりません

が、建設、林野両省庁の縦割り行政だけではもうどうすることもできない、こういう状況にあると思ひます。

したがって、総合的対応を迫られておるわけでありまして、それぞれ省庁の今後の対応についてお聞かせいただきたいと存じます。大臣にお答えいただければ……

○亀井国務大臣 委員御指摘のように、これはもう総合的な対策なくしては治山治水の万全を期すわけにはまいらない。御承知のように、行政改革、もう待たなして取り組んでおるわけでありまして、今後の行革の中においても一つの省庁間の縦割り行政をどうしていくかということは大きな焦点になつていこうかと思ひます。

そういう意味では、建設省の業務と林野庁の業務を将来どういう形で有機的にこれを一体化していくのか、あるいはどうしていくのか、重要な課題であらう、このように考えております。

○安井説明員 治山事業と治水事業は、国土保全施策として、森林から河川まで流域を総合的に整備するなど密接な関連を有しております。

例えば、洪水等を防止する観点からは、上流の森林地域の後背地等の復旧整備を図ります山地治山事業や防災対策総合治山事業等の治山事業、それから砂防設備や堤防の設置等によります河川の流水による被害を防止する治水事業、さらに、濁水等を防止するというような観点からは上流の水源地域におきまして保水力の高い森林整備等を図ります水源地域整備事業等の治山事業と多目的ダム等を整備する治水事業といったように、それぞれの役割分担のもとに連携を図りながら事業を推進しているところでございます。

具体的には、治山治水緊急措置法に基づきまして五カ年計画を策定しているところでございまして、計画的に策定に当たりましては、治山事業と治水事業の総合性を確保するため相互に調整を図ることとされておるところでございます。このため、第九次の五カ年計画の策定に当たりまして、治水事業、治山事業との連携を一層図りながら総合性を確保するため相互に調整を図つてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

また、事業の実施に当たりまして、流域におきます特性を勘案して相互に連携を図るために、従前から、治山砂防連絡調整会議等を通じて、事業計画や工事、管理等につきまして協議を

して効率的な事業の実施に努めているところがございますが、これに加えて、平成九年度からは建設省の砂防事業との連携によりまして、ダム上流域の後背地の復旧や森林整備、流出土砂の抑制等を集中的かつ計画的に実施するダム等の堆砂・濁水防止緊急対策を新たに実施することとしたところでございます。

今後とも一層の連携を図ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○中西委員 特に林野庁に私は要請をしたいと思っております。先ほども申し上げましたように、債務問題等大きな問題を抱えておられるわけですから、これから後のあり方については、先ほどから皆さんが論議されておりますように、本場に私たちが今、山から海までの間のあり方を本格的に——林野庁はもうちよつと胸を張って、大蔵省ばかり見ておどしたような態度ではだめなのですよ。ちゃんとこれからのそうした政策的なものを真つ正面に掲げて国民の負託にこたえるような体制をどうとっていくかという行政を打ち立てるかということが今一番大事ではないかと思っております。

したがって、ぜひこの点を、きょうお帰りになりましたら、それぞれの上司の皆さんに伝えていただきたいし、特に長官にはそのことをお伝えいたしたいと思っております。

最後になりましたけれども、質問要旨はお示ししませんでしたが、きょうの論議を聞いておりまして、民主党の皆さんの御主張もよくわかりました。今までの、きょうだけでありますけれども、論議の過程の中で最も皆さんが主張なさっておられる主要な点だけ、一、二だけでも申し述べていただきたいと思います。

○石井委員 まず第一は、流域全体でもって流域単位で見ているところ、そのために水系委員会というものをつくって、その水系委員会をもとに情報公開、住民参加ということで、そういう考えでもって開かれた河川行政というものを進めていくというところが骨子でございますが、さらに詳しく

い補足を同僚からさせていただきます。
○渡辺委員 お時間をいただきましたありがとうございます。

私もやはりこの河川法の改正案を出すに当たりまして、平成八年十二月四日、河川審議会が出されました社会経済の変化を踏まえた今後の河川制度のあり方について、こうした答申をざっと読みまして、またじっくり読みまして、いろいろの観点から我々として案を考えたい。また、政府案はどのような案が出てくるかということを見きわめながら我々として判断をしていったわけです。

この答申の中にも何度か出てまいります地域の意向を反映する手続の導入、あるいは川づくりの姿を地域に提示しつつ地域の意見の十分な反映に努めていくべきである等々、地域の意見、地域の手続といった言葉が何度か出てまいります。しかし、残念ながら、こうした住民参加ということが政府案では具体的に示されなかった。

私も民主党は、まず原則の中に、河川環境に対する負荷、いわゆる開発行為等は最小限にとどめるべきであるということ前提に置きました。

さらに我々は、水系ごとの水系委員会に、こうした答申にもありますように、いかに住民の方々の意見を反映させるか。そこで、いわゆる我々が言っておりますのは、河川管理者から出ました河川の管理の基本方針、これには、住民への公告縦覧を義務づける、そしてそれによって意見書が出た場合は、その意見書を添えて水系委員会の判断を仰ぐ、判断というよりも審議と建議をいただく、そういうことによつて、いかに住民が参加する担保というものを確立していくかということを考えてまいりました。

そしてまた、こうした審議の過程、あるいはどういう方がどういうことを発言されたか、こういうことに関しては常に公開をする。そこで用いられた資料等についても公開をする。当然そこには関心のある地元住民の方や報道関係の方も来られるでしょう。

決してこれがすべて我々が理想とする方向に行くとは思いませんけれども、あるときは河川環境に負荷を与える行為に対してはブレーキにもなるでしょうし、運用によつてはこれはアクセルにもなり得る。そういうことをあえて織りまぜた上で総合的に判断をしまして、水系委員会というものを設ける。そして審議なり建議なりを河川管理者の方に重要な執行の判断としていただく、そういうことを我々としては訴えてきたつもりでございます。

我々が理想とします河川の具体的な、現実的なステップの一步として我々は今回提案をしたわけでございますが、繰り返しになりますけれども、どうぞ委員の皆様方の御良心といえますか、御判断、ぜひとも仰ぎますようお願いを申し上げます。

○中西委員 今お二方から述べられましたけれども、これに対して、建設省の方から何か意見がございましょうか。

○亀井国務大臣 民主党におかれましての大変御苦勞されました御努力に対しては高く敬意を払いたいと思っております。ただ、非常に気になるのは、本日の論議の中で私も御答弁申し上げましたけれども、環境はもうろん大事でございます。しかし、人間の命がやはり一番大事であるというこの視点、治水また利水、この視点を外した河川行政は私はあり得ない、このように思います。また、住民の方々の御意見を聞くことは大変大事なことでございます。

しかし、水系委員会という、二千七百というようなそうした委員会を全国につくり上げるということが、現在の行政の簡素化を含めて行政効率を求められておるときに、果たして実際にこれが現実的に機能するかどうかというような問題を含めまして、大変な御苦勞をいただいた案ではございませんけれども、私どもとしては現実的なものとして評価することが残念ながらできない、このように考えております。

なお、私どもは、住民の意向はもちろん尊重しながらやりますけれども、建設省の役人も現場で血みどろになつてその地域をどう守っていくかというところで努力をしておるわけでありまして。建設省は自分たちのためにダムをつくらたり堤防をつくるわけではございません。同じ日本人同士として、役人の努力に対してやはり信頼を置いていただくこともぜひお願いを申し上げたい、このように思うわけでございます。

○中西委員 終わりますが、いずれにしましても、今大臣おっしゃいましたけれども、住民の意見なりあるいは主張なりを、今までは、反対をする、あるいは住民の意見というと絶えず拒絶的な態度というものがあつたために、大変な誤解を招いておるといふことは事実なんです。

ですから、やはり両者の主張がございましたように、この点をどのように調和をとり、これから行政を進めていくかということが極めて重要でありますので、その点を十分考えいただくことを最後に申し上げまして、終わります。

○市川委員長 次回は、来る九日金曜日午前九時五十分理事会、午前十時から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時二十七分散会

河川法の一部を改正する法律案(石井委員長外三名提出)

河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 河川工事等(第十六条―第二十二條の二)」を「第二節 水系管理基本方針及び水系管理計画(第十六条―第十六條の三)」に、「第五十二條―第五十三條を、第五十二條―第五十三條の二に」、「第五章 河川審議会及び都道府県河川審議会(第八十條―第八十六條)」を「第五章 河

第十一條第一項及び第二項中「關係都府県知事」を「關係都府県」に改め、同条第三項中「都府県知

5 前項の規定による公告があつたときは、関係

て政令で定めるものの河川に関する部分は、水

合において、その申請に対する処分をしようとする

用に係るものである場合を除き、あらかじめ、水系委員会の意見を聴かなければならない。

第三十五条第一項中「(流水の占用又は第二十六条第一項に規定する工物で流水の占用のためのものの新築若しくは改築をいう。以下同じ。)」を削り、「第二十三条を」第二十三条第一項に、「前条第一項を」第三十四条第一項に改め、「処分が」の下に「前条の」を加え、「又は都道府県知事が第七十九条第二項第四号の許可の申請をした場合においてその申請に対する処分をしようとするときを削る。

第三十六条第一項中「第二十三条、第二十四条若しくは第二十六条第一項の許可又は」を削り、「するときは」を「するときは又は第二十三条第一項、第二十四条若しくは第二十六条第一項の規定による許可に關し第七十五条の規定による処分をしようとするときは」に、「前条第一項を」第三十四条の二に改め、同項後段及び同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第三十八条中「第二十三条又は」を「第二十三条第一項又は」に改める。

第四十条第一項中「第二十三条を」第二十三条第一項に改め、同条第二項を削る。

第四十一条中「第二十三条を」第二十三条第一項に改める。

第五十三条第一項中「なつたを」なり、又は困難となるおそれがある」に改め、「者」の下に「以下この款において「水利使用者」という。」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、河川管理者は、当該協議が円滑に行われるようにするため、水利使用の調整に關して必要な情報の提供に努めなければならない。

第五十三条第二項中「行なう」を「行う」に、「当事者」を「水利使用者」に改め、同条第三項中「当事者」を「水利使用者」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に、「行なう」を「行う」に改める。

第二章第三節第四款中第五十三条の次に次の一

条を加える。

(過水時における水利使用の特例)

第五十三条の二 水利使用者は、河川管理者の承認を受けて、異常な過水により許可に係る水利使用が困難となつた他の水利使用者に対して、当該異常な過水が解消するまでの間に限り、自己が受けた第二十三条第一項及び第二十四条の許可に基づく水利使用の全部又は一部を行なうことができる。

2 前項の承認に係る水利使用を行わないこととなつた場合においては、当該承認を受けた者は、遅滞なく、河川管理者にその旨を届け出なければならない。

3 河川管理者は、前項の規定による届け出があつた場合又は第一項に規定する他の水利使用者の許可に係る水利使用が困難でなくなつた場合においては、同項の承認を取り消さなければならない。

第六十二条中「第十六条の二第一項を」第十六条の四第一項に、「市町村長を」市町村に改める。

第六十三条に次の二項を加える。

5 都府県が行う河川の管理により、当該都府県以外の都府県が著しく利益を受ける場合においては、当該都府県は、その受益の限度において、当該都府県が負担した当該管理に要する費用の一部を、当該利益を受ける都府県に負担させることができる。

6 都府県は、前項の規定により当該利益を受ける都府県に河川の管理に要する費用の一部を負担せよとするときは、あらかじめ、当該利益を受ける都府県に協議しなければならない。

第六十四条第二項中「行なう」を「行う」に改め、「若しくは第六十二条を」削り、「統轄する」を「統括する」に改め、同条に次の一項を加える。

により、当該都道府県に対して支出しなければならない。

第六十五条中「関係都府県知事を」関係都府県に改める。

第六十五条の二の見出し中「市町村長を」市町村長等に改め、同条第一項中「第十六条の二第一項を」第十六条の四第一項に、「市町村長が」を「市町村長又は市町村が」に改め、「市町村」の下に「又は当該市町村」を加え、同条第三項中「第六十三条第四項の下に」及び「第六項」を加える。

第六十七条中「河川工事」の下に「又は河川の維持」を加える。

第七十一条中「及び前条第一項を」、前条第一項及び第七十五条第九項に改める。

第七十二条中「又は第七十条の二第一項を」、第七十条の二第一項又は第七十五条第九項に、「統轄する都道府県を」統轄する都道府県、都道府県が負担させるものにあつては当該都道府県に改める。

第七十三条中「規則を」条例に改める。

第七十四条第一項中「規則を」条例に、「統轄するを」統括するに改める。

第七十五条第一項中「規則を」条例に、「附し」を「付し」に改め、「除却」の下に「(第二十四条の規定に違反する保留施設に保留されている船舶の除却を含む。)」を加え、同項第一号中「工物等を譲り受けた」を「工物(除却を命じた船舶を含む。以下この条において同じ。若しくは土地を譲り受けた)」に、「工物等を使用する」を「工物若しくは土地を使用する」に改め、同項第二号中「附したを」付したに改め、同条第二項中「規則を」条例に改め、同条第三項中「その者の負担において」を削り、同条に次の七項を加える。

4 河川管理者は、前項の規定により工物物を除却し、又は除却させたときは、当該工物物を保管しなければならない。

5 河川管理者は、前項の規定により工物物を保管したときは、当該工物物の所有者、占有者その他当該工物物について権原を有する者以下

この条において「所有者等」という。に對し当該工物物を返還するため、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。

6 河川管理者は、第四項の規定により保管した工物物が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から起算して三月を経過してもなお当該工物物を返還することができない場合において、政令で定めるところにより評価した当該工物物の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数料を要するときは、政令で定めるところにより、当該工物物を売却し、その売却した代金を保管することができる。

7 河川管理者は、前項の規定による工物物の売却につき買受人がない場合において、同項に規定する価額が著しく低いときは、当該工物物を廃棄することができる。

8 第六項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

9 第三項から第六項までに規定する工物物の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工物物の返還を受けるべき所有者等その他第三項に規定する当該措置を命ずべき者の負担とする。

10 第五項の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第四項の規定により保管した工物物(第六項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。)を返還することができないときは、当該工物物の所有者等は、建設大臣が保管する工物物にあつては、都道府県知事が保管する工物物にあつては、当該都道府県知事が統括する都道府県、都道府県が保管する工物物にあつては、当該都道府県に帰属する。

第七十六条第一項中「第二十三条を」第二十三条第一項に改める。

第七十七条第一項中「第二十七条まで」の下に、「第二十九条の二第一項」を加え、「規則を」条例に

に改める。

第七十八條第一項中「規則」を「条例」に、「行なう」を「行う」に改める。

第七十九條第二項を削る。

第五章の章名中「及び都道府県河川審議会」を削る。

第八十三條及び第八十四條を削り、第八十五條を第八十三條とし、同條の次に次の章名及び二條を加える。

第五章の二 水系委員会

(水系委員会の設置)

第八十四條 建設省に、一級河川に係る水系ごとに、水系委員会を置く。

2 都道府県に、二級河川に係る水系ごとに、水系委員会を置く。

(所掌事務)

第八十五條 水系委員会は、この法律によりその権限に属せられた事項を調査審議するほか、河川管理者の諮問に応じ、当該水系に係る河川の管理に関する重要事項を調査審議する。

2 水系委員会は、前項に規定する事項について河川管理者又は関係行政機関に対し、意見を述べることが出来る。

第八十六條を次のように改める。

(組織)

第八十六條 水系委員会の委員は、河川、環境、生物、地理、都市計画、農業水利等について学識経験を有する者及び関係地方公共団体の長のうちから、河川管理者が任命する。

2 第八十一條第三項及び第四項の規定は水系委員会の委員について、第八十二條の規定は水系委員会の委員長について準用する。

第五章の二中第八十六條の次に次の四條を加える。

(関係地方公共団体の長の意見の聴取)

第八十六條の二 水系委員会は、第十六條第三項(同条第八項及び第十六條の二第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。)及び第三十四條の二の規定に係る所掌事務を処理す

るときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。

(公聴会の開催等)

第八十六條の三 水系委員会は、第十六條第三項の規定に係る所掌事務を処理するときは、公聴会を開催しなければならない。

2 前項に規定する場合のほか、水系委員会は、その所掌事務を処理するに当たり必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意向を十分に反映させるために必要な措置を講じなければならない。

(会議の公開等)

第八十六條の四 水系委員会の会議は、公開とする。

2 水系委員会は、会議録を作成し、会議に用いられた資料とともに、これを公表しなければならない。

(政令又は条例への委任)

第八十六條の五 この章に定めるもののほか、水系委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、建設省に置かれるものにあつては政令で、都道府県に置かれるものにあつては当該都道府県の条例で定める。

第九十條第一項中「規則」を「条例」に、「附する」を「付する」に改める。

第九十五條中「第四十七條第一項の下に」、第五十三條の二第二項を加える。

第九十條第一項中、「建設大臣」とあるのは「都道府県知事」とを削る。

第九十條第一号及び第九十五條第四号中「第二十三條」を「第二十三條第一項」に改める。

第九十條中「規則」を「条例」に改める。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二條 この法律の施行前にこの法律による改正前の河川法(以下この項において「旧法」という。)の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に旧法の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)でこの法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、この法律による改正後の河川法の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 前項に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)

第三條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十七号の二を次のように改める。

二十七の二 河川法(昭和三十九年法律第六十六号)の定めるところにより、二級河川を指定し、その管理を行うこと。

別表第二第二号中「二十五の二十八」を

「二十五の二十九」とし、「二十五の二十七」を

「二十五の二十八」とし、「二十五の二十六」を

「二十五の二十七」とし、「二十五の二十五の次に次のように加える。

二十五の二十六 河川法の定めるところにより、二級河川について河川工事又は河川の維持を行い、及び準用河川を指定し、その管理を行うこと。

別表第三第一号「百十一」を次のように改める。

「百十一」 河川法の定めるところにより、指定区間内の一級河川についてその管理の一部を行うこと。

別表第四第二号「四十五」を次のように改める。

「四十五」 河川法の定めるところにより、指定区間内の一級河川について河川工事又は河川の維持を行うこと。

(特定多目的ダム法の一部改正)

第四條 特定多目的ダム法(昭和三十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三條、第二十四條及び第二十五條中「第二十三條」を「第二十三條第一項」に改める。

(電気事業法の一部改正)

第五條 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第二百三條第一項及び第三項中「第二十三條」を「第二十三條第一項」に改める。

(砂利採取法の一部改正)

第六條 砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第二十八條第二項中「第三十六條第三項」を「第三十六條第二項」に改め、「都道府県知事」の下に、及び都道府県を加える。

(住宅・都市整備公団法の一部改正)

第七條 住宅・都市整備公団法(昭和五十六年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第三十五條第二項第六号中「第五條第六項」を「第五條第八項」に改める。

「第五條第八項」に改める。

(水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律の一部改正)

第八條 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律(平成六年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第七條第七項中「工事実施基本計画」を「水系管理基本方針及び同法第十六條の二第二項(同法第一百條において準用する場合を含む。)に規定する水系管理計画」に改める。

理由

二級河川の管理を都道府県知事の機関委任事務から都道府県の団体委任事務にするとともに、水

系ごとに、長期的な管理の方針である水系管理基
本方針と具体的な管理の計画である水系管理計画
を定めることとし、これらの策定その他河川管理
の重要事項について、水系ごとに設けられる水系
委員会が、関係地方公共団体の長及び関係住民の
意見を汲み上げつつ調査審議を行うこととするほ
か、異常洪水時の水利調整等を円滑化するための
措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律
案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、初年度約六億
二千三百万円の見込みである。

建設委員會議録第八号中正誤

ページ 段 行 誤 正
一四 四 三六 繰り返した 繰り越した